

(様式3)

会議の開催結果について

|                    |                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議名              | 河内長野市保健問題対策協議会                                                                  |
| 2 開催日時             | 令和6年10月29日(火) 午後1時30分から<br>午後2時30分まで                                            |
| 3 開催場所             | 河内長野市立保健センター 2階 多目的室                                                            |
| 4 会議の概要            | (1)令和5年度河内長野市保健事業の実績報告について<br>(2)令和6年度河内長野市保健事業の実施計画について<br>(3)今後に向けて検討中の事業について |
| 5 公開・非公開の別<br>(理由) | 公開                                                                              |
| 6 傍聴人数             | なし                                                                              |
| 7 問い合わせ先           | (担当課名) 市民保健部 健康推進課<br>55-0301                                                   |
| 8 その他              |                                                                                 |

\* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和6年度河内長野市保健問題対策協議会 会議議事録

○日時 令和6年10月29日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

○場所 河内長野市立保健センター 2階 多目的室

<案件>

(1) 令和5年度河内長野市保健事業の実績報告について

(2) 令和6年度河内長野市保健事業の実施計画について

(3) 今後に向けて検討中の事業について

<出席者>

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 桂 聖    | (河内長野市議会を代表する者)                  |
| 工藤 敬子  | (河内長野市議会を代表する者)                  |
| 小田 剛紀  | (大阪南医療センター院長)                    |
| 山口 竜司  | (河内長野市医師会を代表する者)                 |
| 森川 栄司  | (河内長野市医師会を代表する者)                 |
| 西村 拓也  | (河内長野市医師会を代表する者)                 |
| 高井 博之  | (河内長野市医師会を代表する者)                 |
| 梅崎 晋吾  | (河内長野市歯科医師会を代表する者)               |
| 生地 孝至  | (河内長野市歯科医師会を代表する者)               |
| 船多 大   | (河内長野市薬剤師会を代表する者)                |
| 玉崎 和実  | (河内長野市社会福祉協議会を代表する者)             |
| 山田 昭儀  | (河内長野市老人クラブ連合会を代表する者)            |
| 上田 雄三郎 | (河内長野市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会を代表する者) |
| 大原 俊剛  | (富田林保健所長)                        |

<欠席者>

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 今野 弘規 | (近畿大学医学部教授)           |
| 永田 哲也 | (河内長野市薬剤師会を代表する者)     |
| 御前 敏一 | (河内長野市身体障害者福祉会を代表する者) |

○傍聴について

傍聴者なし

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより、河内長野市保険問題対策協議会を開催させていただきます。本日は皆様、大変お忙しい中、ご出席賜りありがとうございます。また平素は本市の各種保険事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日、進行役を務めさせていただきます市民保健部健康推進課長の鷲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本協議会の委員につきましては、議事の都合上、事前にお配りしました委員名簿並びに本日お配りしました配席表でご確認いただきますようお願いいたします。

なお、今年度3名の委員変更がありましたので、新しい方のみご紹介させていただきます。

1号委員の桂聖委員です。

(委員)

桂聖でございますよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく1号委員の工藤敬子委員です。

(委員)

工藤敬子でございますよろしくお願いいたします。

(事務局)

3号委員の永田哲也委員ですが、本日は欠席されています。

皆様、よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、委員総数17名中14名がご出席いただいております、半数以上の出席となりますので、当協議会規程第五条第2項により、会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

本日お手元にお配りしているのが、

- ・令和6年度河内長野市保健問題対策協議会会議次第 1枚
- ・河内長野市保険問題対策協議会委員配席表 1枚
- ・今後に向けて検討中の事業 1枚
- ・事業のチラシ等5種類

そして、事前にお配りしました資料が、

- ・令和5年度河内長野市保健事業実績報告
- ・令和6年度河内長野市保健事業実施計画
- ・河内長野市保険問題対策協議会委員名簿 1枚、
- ・河内長野市保健問題対策協議会規程 1枚

資料はお手元にそろっておりますでしょうか。

それでは会議次第に沿って、案件に入りたいと思います。

これより先は、会長に議事を進めていただきますので、山口会長、よろしくお願いいたします。

(山口会長)

それでは、委員の皆様のご協力をいただきながら、当協議会の会議の運営をスムーズに進めていきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の協議会に、傍聴希望の方はいらっしゃいません。

では議案の1から順に会議を進めさせていただきます。

まず、議案1、令和5年度河内長野市保健事業実施報告について、事務局からご報告をお願いします。

(事務局)

令和5年度河内長野市保健事業実績報告から説明させていただきます。新規事業や充実・変更点などを中心に説明させていただきます。

## 1. 母子保健健康診査事業、2. 母子保健推進事業、3. 出産・子育て応援事業について

1 ページの母子保健健康診査事業をご覧ください。

(3) 乳幼児健康診査についてですが、受診率は、各健診93～98%となっています。健診未受診の場合は、関係機関への連絡や家庭訪問などで、乳幼児の状況把握を行っております。

2 ページ(5)について説明します。健やかな音声言語発達を促すため、早期に聴覚障害を発見し、療育につなげられるよう、令和5年度より、出生早期に行われる新生児聴覚検査費用の助成を行いました。検査結果は市で把握し、必要な療育等につながるよう支援を行っています。

続きまして、3 ページからの、母子保健推進事業について説明させていただきます。

4 ページ(5) 子育て世代包括支援センター事業は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、相談や教室、産後ケアなどを行っています。子育て世代包括支援センターが、より身近な場所となるよう、月1回、子育て支援センター「あいつく」が主催する「ベビータイム」「よちよちタイム」を子育て世代包括支援センター☆ゆめつく☆で開催、同じ日に、相談事業「ママのあんしん相談day」を実施しています。

5 ページ「産後ケア事業」は、令和5年度より、医療機関等で行うショートステイ、デイサービス、助産師による訪問型の産後ケアだけでなく、心のケアを必要とされる方に対する看護師による訪問看護型も開始しました。当初の想定を越えて多数の方にご利用いただいております、今後も必要性が高い事業と考えております。今後もさらなる利用促進に向けた支援を行ってまいります。

6 ページ、(10)妊産婦タクシー利用料金助成事業は、令和4年度までは分娩に伴う入退

院時のみとしていましたが、令和5年度より、赤ちゃんの1か月健診とお母さんの産婦健診の受診時にも利用できるよう拡充しました。

同じページ、出産・子育て応援事業について説明させていただきます。令和5年2月から事業を開始し、令和5年度からは、伴走型相談支援として、妊娠8か月頃のアンケートを実施しています。アンケートの内容によって、妊婦訪問や面談を実施し、産後ケアの利用登録支援やママパパ教室、相談事業の利用につなげました。妊娠期から子育て期までの支援をより充実させるために、健康推進課とこども子育て課の両課で連携して事業を実施していきます。母子事業関係については以上となります。

#### 4. 健康増進検診事業について

続きまして、7ページ 4. 健康増進検診事業について、がん検診事業から説明させていただきます。

まず、(1) がん検診事業ですが、市では、がんの早期発見により、がん死亡率を減らすことを目的として、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診の5つのがん検診を実施しています。

令和5年度のがん検診の状況についてですが、胃がん、大腸がん、肺がん検診の受診率は、令和4年度に比べて微減しておりますが、コロナ禍前の受診率を取り戻しつつあります。乳がん検診の受診率は年々減少傾向にあり、子宮頸がん検診の受診率は、令和4年度に続いて向上しており、コロナ禍前の受診率に近づいております。

受診率向上のため、がん検診推進事業として、4月1日時点で20歳の女性には、子宮頸がん検診、40歳の女性には乳がん検診の無料クーポン券を送付しました。

また、子宮頸がん検診につきましては、25歳から44歳の当年度に子宮頸がん検診を受診していない女性市民に対して、個別に受診勧奨はがきを送付し受診勧奨を実施いたしました。

乳がん検診につきましては43歳から69歳までの令和5年度に奇数年齢となる女性市民に個別に受診勧奨を実施いたしました。

胃がん・大腸がん・肺がん検診につきましては、受診勧奨を60歳から69歳を対象者に実施いたしました。

続きまして、⑥がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業につきましては、22人に助成を行いました。

⑦乳がん患者乳房補正具購入費助成事業につきましては、令和5年度は3人に助成を行いました。

次に、8ページ(2) 各種検診事業についてご説明いたします。⑥心電図検査を除き、令和5年度は受診者数が減少しております。⑤青年・成人検査については、実施時期を11月から6月に変更し、2回実施いたしました。

制度の変更などの特段の要因がないことから、検診についての啓発や、より効果的な受診勧奨を進めていく必要があると考えております。

## 5. 健康づくり推進事業、6. 食育推進事業について

続きまして、9ページをご覧ください。

5. 健康づくり推進事業について説明させていただきます。

(1) 健康教育事業の①健康教育事業についてです。

一般健康教育では、生活習慣病予防として糖尿病予防教室を開催しました。医師の講義では、疾患や治療、生活習慣の改善についての話があり、栄養士からは、糖尿病予防のための食事についての話を行いました。また、健康運動指導士からは、継続して運動を行うために、運動前後のストレッチや歩き方の注意点などの説明後、実際にウォーキングにも出かけました。参加者からは、「生活習慣を見直す、きっかけになった。」と、健康増進につながる学びができました。

また、地域においても、生活習慣病予防などについての健康教育を実施しました。

続きまして、(2) 健康づくり推進員事業についてです。

健康づくり推進員とは、健康の保持増進に関する知識の伝達および普及活動をする無償ボランティアです。健康づくり推進員の養成講座を開催し、新たに3人の方が加わりました。引き続き、健康づくりの推進に努めてまいります。

続きまして、10ページをご覧ください。

6. 食育推進事業についてです。

(1) 食育の啓発及び推進では、

朝食を欠食する人を減らすため、令和4年度に作成した朝食レシピ集のチラシを乳幼児健診やがん検診等で配布し、啓発を行いました。

また、食育を推進する食のボランティアである、食生活改善推進員と一緒に、実際に調理も体験していただく料理教室も開催しました。

食生活改善推進員においては、養成講座も開催し、新たに4人の方が加わりました。

今後も、幅広い年代の方へ、健康的な食生活の支援に努めてまいります。

## 7. 予防接種事業について

つづきまして、11ページ12ページ「7. 予防接種事業」について、ご説明いたします。

まず、子宮頸がんワクチン接種においては、令和5年4月より「9価ワクチン（シルガード9）」を定期接種として使用することとなりました。

また、令和4年4月1日から開始されました子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種につきまして、令和5年度はのべ749人（前年比102%）が接種を受けております。

高齢者インフルエンザの予防接種につきましては、令和4年度に大阪府が実施しました自己負担金無料の事業がなかった影響か、接種者数は20,886人（前年比91%）となっております。予防接種事業につきましては、以上となります。

## 8. 新型コロナウイルス対策事業、9. 救急医療関係事業、

### 10. 休日急病診療関係事業、11. 障がい児（者）歯科診療事業について

続きまして、8. 新型コロナウイルス対策事業について、13ページをご覧ください。

令和5年度は、5月8日から新型コロナウイルスが5類感染症に変更されたため、移行前までの期間中においては自宅療養者支援の感染予防グッズの配布等を令和4年度に引き続き実施するとともに、相談受付につきましては令和5年度末まで実施いたしました。

また、新型コロナワクチンの接種につきましては、令和5年度春開始接種、令和5年度秋開始接種を実施しました。接種実績は14ページをご確認ください。

続きまして、9. 救急医療関係事業について、16ページをご覧ください。

日曜日・祝休日・年末年始の昼間や、土曜日・日曜日・祝休日・年末年始の夕方および毎日の夜間から早朝における小児救急医療体制を南河内南部3市2町1村が医師会等の協力を得て実施いたしました。受診状況は16ページをご覧ください。受診人数は令和4年度よりも多くなりました。インフルエンザ患者数が令和4年度よりも多かった影響が考えられます。

続きまして、10. 休日急病診療所関係事業について、16ページをご覧ください。

令和5年度につきましては、新型コロナウイルスが5類感染症に変更される5月7日までは、令和4年度から実施しているコロナ検査体制を引き続き継続しました。その後、5類感染症に変更された後につきましても、通常診療においてコロナ検査を引き続き実施いたしました。患者数については、新型コロナウイルスが5類感染症に変更されたことで受入れ患者数の上限を撤廃したため、令和4年度よりも増加しております。

続きまして、11. 障がい児（者）歯科診療事業は、南河内5市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会の協力で実施しております。令和4年度と大きな変更点はございません。実施内容や患者数等は17ページの通りとなり、例年と同等数となります。

### 12. 保健計画の取り組みについて

続きまして、河内長野市第4次保健計画の進捗について、経年の指標を用いて、ご報告させていただきます。18ページをご覧ください。この計画は、令和元年度から令和8年度までの8年間の計画であるため、令和4年度に中間評価を行い、令和5年度より新たに目標達成に向けた取り組みを進めております。

まず、母子保健の指標ですが、中間評価の値に比べおおむね改善しております。特に乳幼児健診の未受診率につきましては、乳幼児健診についての啓発をより充実させ、乳幼児健診を受診されなかった保護者への個別勧奨をより早期から開始したことから未受診者が減少していると考えております。

次に、休養・こころの健康づくりの指標である自殺者数につきましては、横ばいとなっているため、引き続き幅広い世代への相談や啓発に努めます。

がん・生活習慣病の指標につきましては、がん検診受診後の精密検査受診率が全て上がっています。これは医療機関とより連携を図り、がん検診受診後早期に積極的に受診勧奨を行うなど、個別勧奨を強化した結果、全てのがん検診について精密検査の受診率が向上したと考えております。

歯の健康の指標につきましては、むし歯のない3歳児の割合について、歯科相談など子育ての相談事業の充実により、改善されたと考えます。

栄養・食生活、たばこ・アルコールの値など、市民アンケートでしか評価できない項目につきましては令和7年度に、市民アンケート調査を行い、分析・評価を行う予定となっております。

今後もこれらの7つの分野について、目標達成ができるよう、取り組みを計画的にすすめて参ります。

これで、令和5年度河内長野市保健事業実績報告の説明を終わらせていただきます。

(山口会長)

議案1に対するご意見、質疑応答に入りたいと思います。

各委員から事前に質問をいただいておりますので、事務局から回答をよろしく願います。

(事務局)

事務局の方から、事前にいただきました質問にお答えさせていただきます。

実績報告9ページ・10ページの「健康づくり推進員」及び「食生活改善推進員」養成講座につきまして、受講者の内、何名が新たに推進員になられたかのご質問がありましたので、回答いたします。

健康づくり推進員養成講座の受講者につきましては、新たに3人の方が健康づくり推進員に加わりました。

食生活改善推進員養成講座の受講者につきましては、新たに4人の方が食生活改善推進員に加わりました。

議案1につきまして、事前にいただきました質問は以上になります。

(山口会長)

はい。ありがとうございます。

他にご質問、ご意見等、ありましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

1点だけご確認させていただきたいと思います。

5市2町1村で行っております障害（児）者の歯科診療の事業ですが、保健センター・

休日急病診療所が、大阪南医療センターの敷地内に移る以前は、河内長野駅前ということもあり、障がいをもたれる方が歯科診療にこられるとき、広域で行っているの、ほとんどの方が付き添いの方と車で来られましたが、何らかの事情で電車で来られるということもあったかと思います。大阪南医療センターの敷地内に移転後、たいへん駅から遠いので、障がいを持たれる方が診療を受けに行くのに、道中大変、苦勞されるんじゃないかと、相談を受けた次第でございます。

そのようなことで、何か問題がなかったのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご質問にもありましたように、車でこられる方が大半ということになりますが、交通の便についてのご相談等は、現状はあまりないと考えております。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

移転前に、駅から遠くなると通院が大変かもしれないということでしたが、そういう問題が今のところ聞いてないということなので、無事に行われているかなと安心いたしました。

ありがとうございます。以上です。

(山口会長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

ではないようですので、議案1についてはこれで終わらせていただき、次に、議案2 令和6年度河内長野市保健事業実施計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

## 1. 令和6年度新規及び充実事業について

令和6年度河内長野市保健事業実施計画について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。令和6年度に実施しております「新規及び充実事業」についてとなります。

まず、母子保健事業について説明させていただきます。

新規事業といたしまして、こどもファミリーセンターを令和6年4月に設置いたしました。

ゆめつく（旧子育て世代包括支援センター）とこども子育て課、子ども・子育て総合セ

ンターあいつくが連携し、こどもファミリーセンターの名称で、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供しています。

次に初回産科受診料助成事業を新規事業として開始いたしました。この事業は、低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、支援につなげるため、初回の産科受診料を上限額 1 万円で助成しています。

また、妊婦が安心して出産できるように妊婦健康診査に係る費用につきましては、助成額の総額を 120,080 円に増額し、妊婦の経済的負担の軽減を図っております。

続きまして、健康づくり事業となります。

引き続き 5 がん検診の実施を年間 5 回実施するとともに保健医療課と連携し、特定健康診査と同日に受診ができるがん検診も実施し、多くの市民が受診しやすいような環境を整えております。

新規事業といたしまして、骨髄等移植ドナー支援事業を行っております。骨髄・末梢血幹細胞提供に係る通院、入院又は面談に伴う経済的負担の軽減を図り、ドナー登録及び骨髄等の提供を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業におきまして、骨髄の提供等を行った者に対し、上限額 14 万円を交付しております。

歯周疾患の充実といたしまして生涯を通じた切れ目のない歯科検診の実現のため健康増進事業の見直しが行われ、新たに 20 歳と 30 歳が歯周疾患検診の対象者に加えられた。本市においても、対象を 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳とし、歯・口腔の健康の保持・増進につなげていきます。

次に、予防接種事業ですが、新規事業といたしまして、令和 6 年 10 月から新型コロナウイルスワクチン定期接種を実施し、対象である 65 歳以上及び、60 歳以上 65 歳未満で、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあるものが自己負担 3 千円で安心して接種が円滑にできるよう、接種体制の確保及び情報発信を行っております。本日お手元にチラシも配っておりますので、ご参考をお願いいたします。

次に 2 ページをご覧ください。5 種混合ワクチンの定期接種につきましては、生後 2 か月～7 歳 6 か月未満を対象に、4 種混合ワクチン ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオにヒブワクチンを加えた 5 種混合ワクチンの予防接種を実施しております。

続きまして、小児肺炎球菌ワクチン予防接種について使用ワクチンの変更を行いました。従来の 13 価ワクチンと 15 価ワクチンに加え、令和 6 年 10 月より 15 価と 20 価のワクチンを定期接種のワクチンとして接種をはじめております。新規事業につきましては説明を以上とさせていただきます。

## 2. 母子保健事業について

次に母子保健事業につきまして、説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

2-1「治療費助成事業」は不妊症治療費助成事業の経過措置期間が終了いたしましたので、不育症治療費助成事業のみとなっております。

2-2の「妊産婦健康診査」につきましては先ほど説明のありました③初回産科受診料助成事業を新規事業として実施しております。

4ページの事業につきましては変更ございません。

5ページの2-4「教室事業」では、昨年度実施した「パパのための離乳食講習会」の内容を、より多くの市民に啓発するため、①両親教室（ママ・パパ教室）のなかでお伝えすることにしました。6月に実施した際は、参加者も多く、説明後に質問も相次ぎ、時間が延長する状況となりました。今後は実施方法を工夫し、継続していきたいと考えております。

6ページから7ページの事業につきましては変更ございません。

8ページの2-7「母子手帳等交付事業」では、妊娠届出時にお渡しする子育てガイドブック兼父子手帳でもある「Hello Baby」の冊子に、「サポートプラン」のページを作成しました。こちらは、妊娠期からの切れ目ない支援を実施するために、妊娠中に妊婦さんとその家族で取り組むこと、受けられる支援内容等を、ご本人と支援者が一緒に考えていく内容となっております。

2-8「妊産婦タクシー利用料金助成事業」につきましては、分娩に伴う入退院時、出産後1か月までに受診する子どもの乳児健診や母の産婦健康診査だけでなく、宿泊型・日帰り型の産後ケア利用時にも、お使いいただけるよう内容を拡充しています。

8ページの2-9「出産・子育て応援事業」につきましては、昨年度と変更はございませんが、更なる支援の充実に向けて取り組みを進めて参ります。

### 3. 健康増進事業について

次に3.健康増進事業3-1「健康診査」について説明させていただきます。

事業内容は、基本的には、令和5年度に実施いたしました事業と変更はありませんので、新規事業と対象者を拡大しました事業について説明いたします。

10ページの④骨髄等移植ドナー支援事業につきましては、令和6年度から、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、その証明をする書類の交付を受けた方を対象に、事業を開始しました。

⑦歯周疾患検診につきましては、従来の年度内に40歳・50歳・60歳・70歳になる人に加え、20歳・30歳となる人も対象とし事業を実施しています。

がん検診及び各種健康診査事業につきましては、引き続き受診率の向上を図るべく、効果的な受診勧奨に努めてまいります。

つづきまして12ページをご覧ください。

3-2の「健康相談」は、令和5年度と同じ内容で実施しています。

3-3の「健康教育」につきましては、令和5年度と同様に実施し、正しい知識の普及

を行っています。

13ページの3-4の「健康手帳等の交付」につきましては、令和5年度と同じ内容で実施しています。

#### 4. 食育推進事業について

14ページをご覧ください。

4. 食育推進事業4-1「食生活改善推進員の活動支援」は、食生活改善推進員を対象に食や健康づくりに関する研修会や助言等を実施し、食育活動等、活動の機会や場所を提供します。

次に、4-2「食育推進のための啓発」は、イベントや離乳食講習会、各種相談等で「朝食の大切さ」や「望ましい食生活について」を、また、栄養相談等で栄養の重要性や生活習慣病予防のための食事を啓発していきます。

#### 5. 予防接種事業について

続きまして、15ページから18ページの予防接種事業の取り組みにつきまして、ご説明いたします。

令和6年度の変更点としましては、3点になります。

1点目は、「新型コロナワクチン接種」はインフルエンザと同様に高齢者を対象とした定期接種として行うこととなりました。

2点目は、四種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた「五種混合ワクチン」を小児の定期接種において使用することとなりました。

3点目は、「小児の肺炎球菌ワクチン接種」において、令和6年9月までは13価と15価のワクチンを定期接種として用い、10月以降は15価と20価のワクチンを定期接種として用いることとなりました。

また、令和6年度の取り組みとしまして、子宮頸がんワクチン接種において公費による接種が今年度までとなる、キャッチアップ接種対象者および定期接種対象の最終年度となる平成20年度生まれの女性への啓発として、個別勧奨通知の送付、市HP・広報誌への掲載、SNSでの発信、市内高校へのポスター配布等を行っております。

引き続き厚生労働省、大阪府の動向を注視しまして、予防接種事業の取り組みを進めてまいりたいと思います。

#### 6. 新型コロナウイルス対策事業、7. 小児急病診療事業

#### 8. 休日急病診療所事業 9. 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業について

続きまして、資料19ページの6. 小児急病診療事業、7. 休日急病診療事業、8. 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業の取り組みにつきまして、ご説明いたします。

小児急病診療事業につきましては、令和5年度と変更はございません。

次に、休日急病診療事業及び南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業におきましても令和5年度と変更はございませんが、今後も利用される方が安心して受診できるよう事業に取り組んでまいります。

9. 河内長野市健康の日の取り組みにつきましては、毎年11月の第2日曜日を河内長野市健康の日と定めております。令和6年度につきましても、11月に、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5がん検診を実施し、がん検診受診率向上に努めてまいります。

令和6年度、河内長野市保健事業実施計画の説明は以上となります。

（山口会長）

ありがとうございました。

事務局からの令和6年度保健事業実施計画の説明が終わりました。

各委員から事前に質問をいただいております、事務局から、回答をよろしくお願いします。

（事務局）

事務局から事前にいただきました質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の心の啓発、健康づくり啓発事業の計画内容につきまして、ご質問がありましたので、回答いたします。

令和6年度と同様に啓発事業につきましては、自殺防止対策の必要性を啓発するために、キックス・保健センターのトイレ、図書館にパンフレットを設置するとともに、若者向けの啓発として、パンフレットと府・市の相談機関一覧を河内長野市薬剤師会加入の薬局と図書館、ハローワークに配架いたしました。

9月の自殺予防週間には、広報紙に記事を掲載し、市ホームページでも1年を通して情報が把握できるようにしております。3月の自殺対策強化月間にも、広報紙への掲載を予定しております。

自殺対策連絡会議につきましては、市及び関係機関の連携と相談員のスキルアップを図ることを目的として、自殺対策連絡会議とゲートキーパー養成研修を開催予定です。

また、令和6年度は、健康づくり講座のひとつとして、市民の方を対象に、ゲートキーパー養成講座も実施いたしました。

つづきまして、「健康の日」の取り組みが市民に十分に周知できていないように感じるので、しっかり啓発、PRしてくださいと要望をいただいております。

河内長野市では、「健康」についての市民意識の啓発に努めているところではありますが、より一層市民の健康に対する関心を高め、行政と市民が一丸となって健康についての運動を展開するため、毎年11月の第2日曜日を河内長野市「健康の日」として制定いたしま

した。現在、河内長野市第5次総合計画において「健康づくりの推進と医療体制の充実」の各事業に取り組んでおり、がん検診受診率の向上を目標として位置付けています。

したがいまして、がん検診や特定健診の受診率向上につなげ、市民がより健康を意識できる日となるよう、11月第2日曜日の「健康の日」を検診受診等の啓発促進の日としています。

今後も、がん検診の受診率向上が大きな課題の一つですので、その向上を目指し、市民のみなさまに、生活習慣病予防や介護予防の実践に取り組んでいただけるように、さらに啓発に取り組んでまいります。

議案2につきまして、事前にいただいております質問は以上になります。

(山口会長)

はい、ありがとうございました。

他にご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

歯周疾患の検診の充実というところで、20歳から70歳となっていますが、80歳以上の方についてはどのような体制になっていますか。

(委員)

75歳から後期高齢者医療制度で毎年歯科健診を受診できるようになっております。

(山口会長)

そのほかご質問はありませんか。では質疑を終わります。議案2 令和6年度保健事業実施計画により、引き続き事業を進めていただくこととします。

次に議案3 今後に向けての検討中の事業について、事務局より説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

今後の事業に向けての事業について、事務局よりご説明させていただきます。

本日お配りしました、お手元の今後に向けての、検討中の事業という1枚ものをご覧ください。

まず、母子保健健康診査事業では、5歳児健康診査事業を検討しております。

幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うものでございます。

続きまして、健康増進検診事業につきましては、胃内視鏡検査・胃がん検診の導入を検

討しております。

胃内視鏡胃がん検診の導入ですが、現在、胃がん検診は、胃部エックス線検査、バリウム検査のみで、実施しておりますが、検査方法に、内視鏡胃カメラを追加し、がん検診のさらなる充実を目指すものでございます。

最後に、予防接種事業についてでございますが、男性のHPVワクチン接種費用の助成を検討しております。

男性の中咽頭がんや肛門がん等の疾病を予防するとともに、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんを予防するため、男性のHPVワクチンの、接種費用の助成を実施するものでございます。

いずれの事業につきましても、現在健康推進課において、検討しております事業ですが、今後の状況によっては実施しないこともございますし、事業の名称については、現段階の仮称でございますので、その点は、委員の皆様、ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは、今後に向けての検討中の事業につきましては、以上となります。

(山口会長)

はい、ありがとうございます。

今、ただいま事務局から今後に向けて検討中の事業についての説明が終わりました。

各委員から事前に質問をいただいております、事務局の方から回答をよろしくお願いいたします。

(事務局)

議案3に関する事前質問についてお答えいたします。

質問内容としましては、带状疱疹の予防接種の計画はありますか、また、大阪府間の市町村で実施しているところはありますかとの内容でございました。

こちらの質問に対して回答させていただきます。

発症や重症化を予防する効果がある、带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、現在のところ、任意の予防接種となっておりますが、先般、厚生労働省において、带状疱疹ワクチンの有効性や安全性が確認されまして、費用対効果についても、効果が期待できるとして、定期接種に含める方針が示されました。

今後は、対象年齢等の具体的な運用について、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で議論していくとされております。

市としましては、今後、国の動向を注視し、带状疱疹ワクチンが定期接種化された際に、速やかに接種ができるよう、医療機関と連携をとりながら、接種体制を整えていきたいと考えております。

また、府下の市町村で任意接種として、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施してい

るところは、現在はありません。

議案３に関する事前質問は以上となります。

（山口会長）

ありがとうございます。

ほかにご質問ご意見はありませんでしょうか。

特にないようでしたら、質疑を終わりました。議案３今後に向けての検討中の事業に関しては、実施に向けて検討を進めていただくこととします。

以上で議案についての説明質疑応答は、終了しましたが、この機会に、委員の皆様から、協議会全体を通して、ご意見等ございますでしょうか。

他にないようでしたら、以上で予定をしておりました議案では、すべて終了いたしました。

皆様方には長時間にわたって、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、当協議会に対し、引き続きご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。最後に、市からごあいさつをさせていただいて、会議を終わりたいと思います。

（緒方部長）

市民保健部長の緒方です。

日頃は本市保健事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、事前質問も含めまして、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

頂戴しましたご意見につきましては、市の施策や保健事業に生かして参りたいと考えております。

さて国におきましては、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現ということをビジョンとして、社会が多様化する中で、個人の健康課題も多様化していることを踏まえ、誰ひとり取り残さない健康づくりということを展開し、より実効性のある取り組みを推進するということを掲げております。

また、本市河内長野市におきましても、新たな言葉ですが、「ウェルビーイング」という市民だれもが身体的、精神的、そして社会的にも良好な状態にあることを目指しております。この実現には、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であるということを目指す必要がございます。

私どもといたしましては、これらを踏まえ、健康でいきいきと過ごせる社会を目指し、より市民の目線に立って、さらなる効果的な施策を推進して参りたいと考えておりますので、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

以上ですべての議案が終了しましたので、保険問題対策協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

すいません、ここに書いてあるだけ考えて、ありましたらよろしくお願いします。

令和 6 年度  
河内長野市保健問題対策協議会

会議次第

日 時：令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）午後 1 時 3 0 分～

場 所：河内長野市立保健センター 2 階多目的室

議 案：（１）令和 5 年度河内長野市保健事業の実績報告について

（２）令和 6 年度河内長野市保健事業の実施計画について

（３）今後に向けて検討中の事業について



# 令和5年度河内長野市保健事業実績報告

河 内 長 野 市

令和6年10月

# 目 次

|    |                              |       |
|----|------------------------------|-------|
| 1. | 母子保健健康診査事業                   | P. 1  |
|    | (1) 妊婦健康診査の実施                |       |
|    | (2) 産婦健康診査の実施                |       |
|    | (3) 乳幼児集団健康診査の実施             |       |
|    | (4) 乳幼児経過観察健康診査の実施           |       |
|    | (5) 新生児聴覚検査・乳児個別健康診査の実施      |       |
| 2. | 母子保健推進事業                     | P. 3  |
|    | (1) 妊婦・乳幼児相談の開催              |       |
|    | (2) 妊婦、新生児、乳幼児訪問指導の実施        |       |
|    | (3) ママパパ教室の開催                |       |
|    | (4) 母子健康手帳の交付                |       |
|    | (5) 子育て世代包括支援センター事業          |       |
|    | (6) 特定不妊治療費助成事業              |       |
|    | (7) 不育症治療費助成事業               |       |
|    | (8) 離乳食講習会（もぐもぐ教室・かみかみ教室）の開催 |       |
|    | (9) 未熟児保健事業の開催               |       |
|    | (10) 妊産婦タクシー利用料金助成事業         |       |
| 3. | 出産・子育て応援事業                   | P. 6  |
|    | (1) 出産応援給付金の支給               |       |
|    | (2) 伴走型相談支援の実施               |       |
| 4. | 健康増進検診事業                     | P. 7  |
|    | (1) がん検診事業                   |       |
|    | (2) 各種検診事業                   |       |
| 5. | 健康づくり推進事業                    | P. 9  |
|    | (1) 健康教育事業                   |       |
|    | (2) 健康づくり推進員事業               |       |
| 6. | 食育推進事業                       | P. 10 |
|    | (1) 食育の啓発及び推進                |       |
|    | (2) 食生活改善推進員養成講座の開催          |       |
|    | (3) 食生活改善推進員の研修会             |       |
| 7. | 予防接種事業                       | P. 11 |
|    | (1) 予防接種事業の実施                |       |
|    | (2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン等接種費用助成事業    |       |
|    | (3) 成人用風しん予防接種費用助成事業         |       |

- (4) 風しん第5期定期予防接種の実施
- (5) 麻しん・風しん予防接種の救済事業の実施
- (6) 子宮頸がんキャッチアップ接種の実施
- (7) 骨髄移植患者等ワクチン再接種費用助成事業の実施
- (8) 予防接種費用の償還払いの実施
- (9) 予防接種健康被害関係事業の実施

|     |                              |       |       |
|-----|------------------------------|-------|-------|
| 8.  | 新型コロナウイルス対策事業                | _____ | P. 13 |
|     | (1) 新型コロナウイルス相談事業            |       |       |
|     | (2) 新型コロナウイルス自宅療養者等支援事業      |       |       |
|     | (3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業        |       |       |
|     | (4) 新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金交付事業 |       |       |
| 9.  | 救急医療関係事業                     | _____ | P. 16 |
|     | (1) 広域小児急病診療事業               |       |       |
| 10. | 休日急病診療関係事業                   | _____ | P. 16 |
|     | (1) 休日急病診療事業                 |       |       |
|     | (2) 新型コロナウイルス感染症検査の実施        |       |       |
|     | (3) 感染症対策用消耗品の購入             |       |       |
| 11. | 障がい児（者）歯科診療事業                | _____ | P. 17 |
|     | (1) 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業       |       |       |
| 12. | 保健計画指標 経年                    | _____ | P. 18 |

## 1. 母子保健健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査の実施

妊婦の妊娠高血圧症候群※や、糖尿病、貧血その他の合併疾患など母体の変化による異常を早期に発見し、異常出産や未熟児発生の予防等のため適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上を図った。

平成25年度より、妊婦健康診査にかかる公費負担の費用を116,840円に増額させた。さらに平成29年度より、多胎妊婦を対象に妊婦健康診査にかかる公費負担の費用を25,200円(5,040円×5枚の妊婦健康診査受診券を新たに配布)増額させ、妊婦の経済的負担の軽減も図った。

また、大阪府外で妊婦健康診査を受診する妊婦を対象として、申請により公費負担を実施した。

#### ※ 妊娠高血圧症候群

…妊娠20週以降、分娩後12週まで高血圧がみられる場合、または、高血圧に蛋白尿を伴う場合のいずれかで、かつこれらの症状が単なる妊娠の偶発合併症によるものでないもの。

#### <妊婦健康診査の実施状況>

| 事業名            | 実人数(人) | 延人数(人) |
|----------------|--------|--------|
| 妊婦健康診査         | 388    | 4,903  |
| 府外受診(妊婦健康診査再掲) | 35     | 237    |
| 多胎券(妊婦健康診査再掲)  | 1      | 5      |

### (2) 産婦健康診査の実施

出産後間もない時期の産婦のからだところの健康状態を把握し、適切な支援につなげるために、産後2週間頃および産後1か月頃に産婦健康診査を実施した。

#### <産婦健康診査の実施状況>

| 事業名            | 実人数(人) | 延人数(人) |
|----------------|--------|--------|
| 産婦健康診査         | 411    | 770    |
| 府外受診(産婦健康診査再掲) | 29     | 44     |

### (3) 乳幼児集団健康診査の実施

#### ① 4か月児健康診査事業

生後3か月から6か月未満までを対象として、小児科医師の診察、保健師などによる保健指導等を行った。

#### ② 1歳7か月児健康診査事業

1歳7か月児から2歳未満児までを対象として、小児科・歯科医師の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員による保健指導等を行った。

#### ③ 2歳6か月児歯科健康診査事業

2歳6か月児から3歳未満児までを対象として、歯科医師の診察、歯科衛生士による歯科保健指導・フッ素塗布(希望者)、保健師・管理栄養士による保健指導を行った。

#### ④ 3歳6か月児健康診査事業

3歳6か月児から4歳未満児までを対象として、小児科・歯科医師の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員などによる保健指導等と視聴覚の健診(スポットビジョンスクリーナー※による視覚検査等)を行った。

※ スポットビジョンスクリーナー

…弱視の早期発見のために数秒でスクリーニングできる検査機器

#### <乳幼児健康診査の実施状況>

| 健 診 名           | 対 象 者            | 回数<br>(回) | 対象児数<br>(人) | 受診者<br>数(人) | 受診率<br>(%) |
|-----------------|------------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| 4 か月児健康診査       | 満 3 か月～6 か月未満    | 1 2       | 4 2 5       | 4 1 8       | 9 8. 4     |
| 1 歳 7 か月児健康診査   | 満 1 歳 7 か月～2 歳未満 | 1 4       | 4 8 0       | 4 6 5       | 9 6. 9     |
| 2 歳 6 か月児歯科健康診査 | 満 2 歳 6 か月～3 歳未満 | 1 4       | 4 5 9       | 4 3 0       | 9 3. 7     |
| 3 歳 6 か月児健康診査   | 満 3 歳 6 か月～4 歳未満 | 1 8       | 5 8 2       | 5 6 0       | 9 6. 2     |

#### (4) 乳幼児経過観察健康診査の実施

##### ① 経過観察健康診査（約束クリニック）

乳幼児集団健康診査で経過観察が必要とされた乳幼児について、小児科医師の診察と保健指導を実施した。必要な乳幼児に対しては、医療機関の紹介を行った。

##### ② 発達相談

乳幼児集団健康診査で経過観察になった乳幼児や保護者からの相談に対して、心理相談員がことばの遅れや行動面で気になる幼児に関する相談を行った。発達支援が必要な幼児に対しては、関係機関との連絡調整などを行った。

##### ③ 歯科フォロー健診

乳幼児集団健康診査で経過観察になった乳幼児に、歯科医師の診察と歯科衛生士による歯科保健指導とフッ素塗布（1 歳 8 か月、3 歳 7 か月歯科フォロー健診対象の希望者）を行った。

##### ④ 運動発達クリニック

乳幼児集団健康診査で経過観察になった乳幼児に、小児整形外科医の診察と保健指導を行った。必要な乳幼児に対しては、医療機関の紹介を行った。

##### ⑤ 精神発達クリニック

乳幼児集団健康診査で経過観察になった乳幼児に、精神発達等に関する診察と保健指導を行った。必要な乳幼児に対しては、医療機関の紹介を行った。

#### <経過観察健康診査の実施状況>

| 健 診 名     | 回数 (回) | 延受診者数 (人) |
|-----------|--------|-----------|
| 経過観察健康診査  | 1 2    | 1 2 8     |
| 発達相談      | 1 4 9  | 2 2 9     |
| 歯科フォロー健診  | 9      | 1 0 2     |
| 運動発達クリニック | 5      | 9         |
| 精神発達クリニック | 1      | 1         |

#### (5) 新生児聴覚検査・乳児個別健康診査の実施

乳児の健康の保持・増進・異常の早期発見及び育児支援を目的に、新生児聴覚検査・乳児個別健康診査を医療機関に委託して実施した。

##### ① 新生児聴覚検査

新生児を対象に、個別の医療機関で実施した。通常は出産した病院にて、退院までに実施した。

## ② 乳児健康診査

1歳未満の乳児を対象に、個別の医療機関で健康診査を実施した。通常は出産した病院にて、1か月健康診査として実施した。

## ③ 乳児後期健康診査

満9か月～1歳未満の乳児を対象に、個別の医療機関で健康診査を実施した。

＜新生児聴覚検査・乳児個別健康診査の実施状況＞

| 健診名      | 対象者       | 受診者数（人） |
|----------|-----------|---------|
| 新生児聴覚検査  | 新生児       | 3 5 3   |
| 乳児健康診査   | 1歳未満      | 4 0 1   |
| 乳児後期健康診査 | 満9か月～1歳未満 | 4 4 8   |

## 2. 母子保健推進事業

### （1）妊婦・乳幼児相談の開催

来所による面接等で、専門職による相談（妊婦・育児相談、ことば相談、すくすく子育て歯科相談、離乳食・幼児食相談等）を実施した。

＜相談者数＞

| 相談名   | 面接延人数（人） | 電話延人数（人） |
|-------|----------|----------|
| 保健師相談 | 1 9 1    | 1, 1 5 0 |
| 歯科相談  | 1 0 5    | 6 6      |
| 栄養相談  | 8 7      | 2 7      |

### （2）妊婦、新生児、乳幼児訪問指導の実施

妊婦に対して訪問を行い、出産に向けた準備等の支援を行い、妊娠に関する不安や疑問の軽減に努めた。また新生児・乳幼児を対象に家庭訪問を実施し、保護者の育児不安の解消と、疾病の早期発見に努めた。

＜訪問指導の状況＞

| 事業                 | 実人数（人） | 延人数（人） |
|--------------------|--------|--------|
| 妊婦訪問指導             | 3 9    | 4 4    |
| 産婦訪問指導             | 4 3 3  | 4 8 1  |
| 新生児訪問指導（未熟児を除く）    | 7 1    | 7 5    |
| 乳児訪問指導（新生児・未熟児を除く） | 3 8 8  | 4 4 6  |
| 幼児訪問指導             | 5 5    | 7 6    |
| 未熟児訪問指導            | 3 3    | 3 7    |

### （3）ママパパ教室の開催

妊婦やその配偶者を対象に、歯科医師・助産師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士が、妊娠、出産、育児及び歯科保健に関する知識を伝達・普及するために実施した。虐待予防のため、ゆさぶられ症候群\*防止の啓発も行った。全8回のうち6回は土曜日に開催し、そのうち2回はあいつくとの共催で実施した。

＜教室参加の状況＞

| ママパパ教室 |            | 開催回数（回） | 実人数（人） | 延人数（人） |
|--------|------------|---------|--------|--------|
| 参加者数   |            | 8       | 74     | 94     |
| （内訳）   | 母親参加者数     |         | 42     | 54     |
|        | 父親参加者数     |         | 31     | 39     |
|        | その他（祖父母など） |         | 1      | 1      |

※ ゆさぶられ症候群

…乳児の身体を大きく揺ることにより網膜出血、硬膜下血腫またはクモ膜下出血が引き起こされること。

（４）母子健康手帳の交付

全ての妊婦に保健師・助産師がアンケートを活用して、面接を行った。併せて、管理栄養士・歯科衛生士が面接を行い妊娠生活等への支援を行った。

育児支援を目的とした情報提供と、家族の妊婦に対する支援や育児参加を促すため、市独自で作成した父子手帳も兼ねた「Hello Baby」を配付した。また、妊婦にやさしい環境づくりの推進を目的に「マタニティマークボールチェーンマスコット」を配付した。

＜母子手帳交付数＞

388件

＜保健センターで、母子健康手帳交付を受けた妊婦への面接者数（転入者等含む）＞

|          | 保健師・助産師 | 管理栄養士 | 歯科衛生士 |
|----------|---------|-------|-------|
| 相談延人数（人） | 430     | 6     | 344   |

（５）子育て世代包括支援センター事業

妊娠中から切れ目のない支援をするために、子育て世代包括支援センター事業を実施した。

支援の必要な妊婦を早期に把握して支援プランを作成し、継続的な支援を行った。また、妊娠中の支援として、交流会を中心とした「プレママあんしんサロン」を開催した。令和3年度より開催回数を2回から4回に増やした。

妊娠中から出産後の支援として、助産師による「助産師あんしん相談」や「おっぱい相談」を、心理相談員による「ママと子どものこころ♥あんしん相談」を月に1回第2金曜日に設定した。

また、平成30年度から医療機関にて日帰りや宿泊で産後に助産師等から授乳指導や育児相談を受けることができる産後ケア事業を実施し、令和4年度からは自宅で助産師による授乳・沐浴指導等が受けられる「訪問型」を、令和5年度からは看護師による専門的なこころのケアを受けられる「訪問看護型」を追加し、事業の拡大を図った。

＜支援プラン作成数＞

108件

＜助産師あんしん相談者数＞

| 相談名   | 面接延人数（人） | 電話延人数（人） | 訪問延人数（人） |
|-------|----------|----------|----------|
| 助産師相談 | 41       | 153      | 73       |

＜プレママあんしんサロン参加の状況＞

| 開催回数（回） | 実人数（人） | 延人数（人） |
|---------|--------|--------|
| 4       | 17     | 23     |

＜ママと子どものこころ♥あんしん相談者数＞

| 相談名     | 面接延人数（人） | 電話延人数（人） |
|---------|----------|----------|
| 心理相談員相談 | 140      | 34       |

＜産後ケア事業＞

利用登録人数：173人

| 利用サービス種別 | 利用実人数（人） | 利用日数 |
|----------|----------|------|
| ショートステイ  | 18       | 48泊  |
| デイサービス   | 11       | 24日  |
| 訪問型      | 15       | 37日  |
| 訪問看護型    | 17       | 43日  |

（６）特定不妊治療費助成事業

平成30年度より、特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療に要した医療保険適用外費用のうち、大阪府の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で受けた助成額を差し引いた金額（上限5万円）を助成した。

（令和4年4月の不妊治療の保険適用化に伴い、大阪府の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が廃止され、本市の特定不妊治療費助成事業も終了となった。令和5年度は経過措置分への助成を行った。）

| 申請数（人） |
|--------|
| 3      |

（７）不育症治療費助成事業

平成30年度より、妊娠しても流産・死産などを繰り返してしまう「不育症」の治療を受けた夫婦に対して、治療に要した医療保険適用外の治療費の一部を助成する。

| 申請数（人） |
|--------|
| 0      |

（８）離乳食講習会（もぐもぐ教室・かみかみ教室）の開催

乳児の保護者を対象に、管理栄養士が離乳食の作り方を実演しながら、具体的な進め方についての知識を伝達、普及するために実施した。「もぐもぐ教室」は12回（生後5か月頃から8か月頃）、「かみかみ教室」は6回（生後9か月頃から18か月頃）実施した。また、パパのための離乳食講習会を1回実施した。

＜教室参加の状況＞

|        | 受講者数（人） |    |     |
|--------|---------|----|-----|
|        | 母親      | 父親 | その他 |
| もぐもぐ教室 | 48      | 5  | 3   |
| かみかみ教室 | 25      | 2  | 1   |

※「もぐもぐ教室」は「パパのための離乳食講習会（母親2人・父親2人）」を含む。

（９）未熟児保健事業の開催

未熟児で生まれた乳幼児に対して、保護者の育児不安の軽減、成長発達を促すため小児科医師によるクリニックや専門職（理学療法士等）による相談を行った。

また、2,000g未満で生まれた未熟児の具体的な支援内容を個別に検討するため、未熟児検

討会を実施した。

＜未熟児保健事業の状況＞

| 事業名      | 開催回数 | 実人数（人） | 延人数（人） |
|----------|------|--------|--------|
| 未熟児クリニック | 0    | 0      | 0      |
| 未熟児検討会   | 1    | 1      | 1      |
| 専門職相談    | 6    | 6      | 6      |

（１０）妊産婦タクシー利用料金助成事業

公共交通機関の利用が困難な時期の妊産婦が、出産に伴う入退院や出産後１か月までに行う産婦健診・乳児一般健診のために、産科医療機関等へタクシーで移動した際の利用料金の助成をおこなった。（１乗車上限３千円まで助成）

| 年間利用者数（人） | 利用金額総計（円） |
|-----------|-----------|
| １３        | ４２，３２０    |

### ３．出産・子育て応援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができる社会を目指し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる伴走型支援と、安心・安全に出産・子育てができるような経済的支援を一体的に実施する『出産・子育て応援事業』を令和５年２月１日より開始した。

（※健康推進課では出産応援給付金を支給　こども子育て課で子育て応援給付金を支給する）

（１）出産応援給付金の支給

妊娠の届出を行った妊婦に対し、出産応援給付金５万円を支給した。

出産応援給付金支給件数　３９７件

（２）伴走型相談支援の実施

妊娠期からの切れ目のない支援を実施するために、妊娠届出時の面接、妊娠８か月頃の様子を伺うアンケートを実施した。面接時の様子やアンケートの回答内容によって、助産師・保健師が電話にて教室や産後ケアの紹介など保健指導を行い、必要時訪問や面接などの支援を実施した。

妊娠８か月時アンケート送付数　３１７件

## 4. 健康増進検診事業

河内長野市医師会、河内長野市歯科医師会等に委託し、事業を実施した。

### (1) がん検診事業

がんの早期発見により、がん死亡率を減らすことを目的として胃・大腸・肺がん検診を40歳以上の市民、乳がん検診を40歳以上の女性市民、子宮頸がん検診を20歳以上の女性市民を対象に実施した。

#### ① がん検診

＜がん検診の状況 集団検診：保健センター 個別検診：取扱医療機関＞ (単位：人)

| 項 目       | 受診者数                     | 異常なし    | 要精密検査           | 受診率 (%) |
|-----------|--------------------------|---------|-----------------|---------|
| 胃 が ん     | 3, 014                   | 2, 880  | 134             | 11.4    |
| 大 腸 が ん   | 8, 113                   | 7, 594  | 519             | 20.5    |
| 肺 が ん     | 11, 463                  | 11, 260 | 203             | 29.0    |
| 乳 が ん     | 2, 482                   | 2, 286  | 196             | 21.6    |
| 子 宮 頸 が ん | 2, 831*<br>内、体部受診<br>237 | 2, 795  | 34<br>判定不能<br>2 | 16.1    |

\*判定不能後の再採取人数9人は含まず。

#### ② がん検診推進事業

令和5年4月1日時点で特定の年齢の市民に対して、子宮頸がん検診・乳がん検診の検診費用が無料となるクーポン券を送付した。

子宮頸がん検診

20歳の女性市民 455人

乳がん検診

40歳の女性市民 493人

#### ③ 子宮頸がん検診個別通知による受診勧奨

子宮頸がん検診について、25歳から44歳の8, 070人の女性市民に対し、受診促進を目的に、子宮頸がんに関する知識と検診の重要性について理解を促すための啓発を行った。

#### ④ 乳がん検診個別通知による受診勧奨

乳がん検診について、当該年度に奇数年齢になる43歳から69歳の9, 786人の女性市民に対し、隔年受診の周知と受診促進を目的に、乳がんに関する知識と検診の重要性について理解を促すための啓発を行った。

#### ⑤ 胃がん・大腸がん・肺がん検診個別通知による受診勧奨

胃がん・大腸がん・肺がん検診について、60歳から69歳の13, 712人の市民に対し、受診促進を目的にがん検診に関する情報提供とがん予防のための啓発を行った。

#### ⑥ がん患者医療用ウィッグ購入助成事業

がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質がよりよいものになるよう、抗がん剤治療等によって脱毛が生じた方への見た目の悩みや経済的負担を軽減する観点から、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成した。

22人 211, 264円

#### ⑦ 乳がん患者乳房補正具購入費助成事業

手術療法による乳房切除等の乳がん治療による患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、もって療養生活の質の向上を図ることを目的に、外見変貌を補完する

乳房補正具の購入費用の一部を助成した。

3人 30,000円

## (2) 各種検診事業

### ① 一般健康診査

40歳以上の市民で保険者の実施する特定健康診査等の対象外となり健康診査を受診する機会のない市民を対象に心臓病・脳卒中等の生活習慣病予防のため、大阪府の特定健康診査と同一内容の一般健康診査を実施した。

実績 受診者 46人（積極的支援3人、動機付け支援4人、情報提供39人）

### ② 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に、当該年度に40歳、50歳、60歳及び70歳になる市民を対象に歯科医療機関で検診を実施した。

| 項 目    | 受診者数 | 異常なし | 要指導  | 要精検  |
|--------|------|------|------|------|
| 歯周疾患検診 | 655人 | 85人  | 148人 | 422人 |

### ③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に、当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳になる女性市民を対象に骨粗しょう症検診を実施した。

| 項 目      | 受診者数 | 異常なし | 要指導  | 要精検  |
|----------|------|------|------|------|
| 骨粗しょう症検診 | 893人 | 324人 | 261人 | 308人 |

### ④ B型C型肝炎ウイルス検査

感染を早期に発見し、適切な治療や定期的な検診によって、病気の進行を予防するため、当該年度に40歳になる市民と、40歳以上で平成14年以降に検査を受けておらず、受診を希望する市民を対象に、B型C型肝炎ウイルス検査を実施した。また、肝炎対策強化推進事業として、40歳以降に一度も当該検査を受診していない市民（40歳以上60歳までの5歳刻みの年齢）に個別勧奨を行った。

| 項 目        | 受診者数 | 結果内訳                |
|------------|------|---------------------|
| B型肝炎ウイルス検査 | 385人 | 陽性者 4人              |
| C型肝炎ウイルス検査 | 384人 | 感染している可能性が極めて高い人 0人 |

### ⑤ 青年・成人健康診査

生活習慣病予防を目的とし、16歳から39歳までの市民を対象に、健康診査を実施した。

| 実施日   | 場所     | 受診者数 |
|-------|--------|------|
| 6月20日 | 保健センター | 44人  |
| 6月21日 | 保健センター | 33人  |

### ⑥ 心電図検査

平成20年度より始まった特定健康診査に併せて、保険者を問わず市内で特定健康診査、及び大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を受診する40歳以上の市民を対象に、不整脈などの発見を目的に心電図検査を実施し、7,337人が受診した。

## 5. 健康づくり推進事業

### (1) 健康教育事業

#### ① 健康教育事業

生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に、健康教育を実施した。

| 種 類      | 実施回数（回） | 実人数（人） | 延人数（人） |
|----------|---------|--------|--------|
| 一般健康教育   | 17      | 410    | 464    |
| 歯周疾患健康教育 | 5       | 19     | 25     |

#### ② こころの健康づくり啓発事業

##### ア. 啓発事業

自殺防止対策の必要性を啓発するために、キックス・保健センターのトイレ、図書館にパンフレットを設置するとともに、若者向けの啓発として、パンフレットと府・市の相談機関一覧を河内長野市薬剤師会加入の薬局と図書館、ハローワークに配架した。

また、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等に広報紙に記事を掲載。市ホームページでも1年を通して情報が把握できるようにした。

##### イ. 自殺対策連絡会議

総合的かつ効果的な自殺対策を推進し、市及び関係機関の連携と相談員のスキルアップを図ることを目的として、自殺対策連絡会議とゲートキーパー養成研修を令和5年11月に開催した。

#### ③ 健康啓発事業

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、また実践することによって、健康で明るく住みよいまちづくりを目指し、がん検診に関する啓発や集団がん検診等を行った。

| イベント名            | 開催日                        | 開催場所                         | 主な内容                           | 参加者(人) |
|------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------|
| 乳がん検診<br>啓発イベント  | 令和5年<br>10月                | キックス<br>天野山金剛寺               | 乳がん検診啓発のパネル展示、チラシ配布、ライトアップ     | —      |
| 健康の日<br>関連イベント   | 令和5年<br>11月11日             | 保健センター                       | 集団がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん） | 90     |
| アスマイル<br>説明会・登録会 | 令和5年6月<br>から令和6年<br>1月に計5回 | 市民サロン<br>公民館<br>自治会館<br>キックス | アスマイルについての説明、相談、個別登録支援         | 82     |

### (2) 健康づくり推進員事業

地域の健康力の向上を図るため健康づくり推進員の活動を支援した。年度末での推進員数は23人であった。

定例会を2回、フォローアップ研修を1回、健康づくり講座を2回、ウォーキング講習会を1回開催し、延22人の出席があった。また、健康づくりの推進を図るため、延93人の地域住民も参加し、主体的な健康づくりの実践を学んだ。健康づくり推進員養成講座は4回開催し、延40人の出席があった。ウォーキング等運動講師派遣事業は、3回実施した。

## 6. 食育推進事業

### (1) 食育の啓発及び推進

「河内長野市食育推進計画」に基づき、生涯を通じた健全な食生活や健康の増進等を実現することができるよう、市民一人ひとりが、食に関する正しい知識と食を選択する能力を身につけることをめざした食育の推進について、以下の取組みを実施した。

- ① 朝食を欠食する人を減らすために、「朝食レシピ集（全25品）」を掲載したホームページの二次元コードを添付したチラシを、乳幼児健康診査、がん検診、健康教育等で配布し、朝食の大切さについての啓発を行った。
- ② 食育を推進する食のボランティア（食生活改善推進員）と一緒に、望ましい食生活を身につけるための料理教室を2回実施し、19人の参加があった。
- ③ 離乳食・幼児食相談会を6回（隔月）実施し、個別の相談に応じるとともに、望ましい食習慣の普及や保護者の不安の軽減を図った。

### (2) 食生活改善推進員養成講座の開催

「河内長野市食育推進計画」に基づき、食生活の改善を通じて地域の健康づくりを推進する「食生活改善推進員」を養成するための講座を開催した。講座では、食に関する講義や調理実習、運動実技等を行った。

|      | 10月3日 | 10月13日 | 10月23日 | 11月1日 | 11月9日 |
|------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 受講者数 | 5人    | 4人     | 4人     | 5人    | 5人    |

（実人数：5人 延べ人数：23人）

### (3) 食生活改善推進員の研修会

食生活改善推進員を対象に研修会を1回実施し、食生活改善推進員の資質向上を図った。

|      | 1月18日 |
|------|-------|
| 参加者数 | 14人   |

## 7. 予防接種事業

河内長野市医師会等に委託し、事業を実施した。

### (1) 予防接種事業の実施

予防接種法に基づき、定期の予防接種等を実施した。

＜予防接種の接種状況＞

| 種 別                                             |    | 接 種 年 齢                                                | 回数 | 実施<br>期間        | 延接種<br>者数（人） |
|-------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------|----|-----------------|--------------|
| ロタウイルス                                          |    | 生後6週～生後24週（ロタリックス）                                     | 2回 | 通年              | 669          |
|                                                 |    | 生後6週～生後32週（ロタテック）                                      | 3回 |                 | 185          |
| ヒブ                                              |    | 生後2か月～5歳未満                                             | 4回 | 通年              | 1,703        |
| 小児用肺炎球菌                                         |    | 生後2か月～5歳未満                                             | 4回 | 通年              | 1,702        |
| B型肝炎                                            |    | 1歳未満                                                   | 3回 | 通年              | 1,275        |
| 四種混合（ジフテリ<br>7・百日せき・破傷<br>風・不活化ポリオ）<br>※ポリオのみ含む | 1期 | 生後3か月～7歳6か月未満                                          | 4回 | 通年              | 1,820        |
| BCG（結核）                                         |    | 1歳未満                                                   | 1回 | 通年              | 417          |
| 水痘                                              |    | 1歳～3歳未満                                                | 2回 | 通年              | 956          |
| 麻しん風しん                                          | 1期 | 1歳～2歳未満                                                | 1回 | 通年              | 497          |
| 麻しん風しん                                          | 2期 | 保育園・幼稚園等の年長児にあたる人                                      | 1回 | 通年              | 575          |
| 二種混合（ジフテリ<br>7・破傷風）                             | 2期 | 11歳～13歳未満                                              | 1回 | 通年              | 533          |
| 日本脳炎<br>（特例措置含む）                                | 1期 | 6か月～7歳6か月未満                                            | 3回 | 通年              | 1,858        |
| 日本脳炎<br>（特例措置含む）                                | 2期 | 9歳～13歳未満                                               | 1回 | 通年              | 650          |
| 子宮頸がん                                           |    | 小学6年生～高校1年生の女子                                         | 3回 | 通年              | 602          |
| 高齢者インフルエンザ                                      |    | 満65歳以上又は60歳～65歳未<br>満で、厚生労働省令の要件を満たす人                  | 1回 | 10月1日～<br>1月31日 | 20,886       |
| 高齢者用肺炎球菌                                        |    | 当該年度末で65歳以上である人及<br>び<br>60歳～65歳未満で、厚生労働省令<br>の要件を満たす人 | 1回 | 通年              | 1,454        |

### (2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン等接種費用助成事業

当該年度末で65歳以上で定期の予防接種に該当しない人 156人

### (3) 成人用風しん予防接種費用助成事業

河内長野市民で妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者又は妊娠している女性の  
配偶者 125人

#### （４）風しん第５期定期予防接種の実施

風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった、昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日生まれの男性を対象に風しん第５期定期予防接種を実施した。

抗体検査１６３人      予防接種４３人

#### （５）麻疹・風しん予防接種の救済事業の実施

１歳～２歳未満で接種する１期または小学校入学前の１年間に接種する２期の予防接種を打ち逃した人に対し、１期は保育園・幼稚園等の年中まで、２期は小学校６年生まで、任意接種にかかる費用を助成する旨の勧奨通知を送付し接種した人に助成を行った。

１期２人      ２期２４人

#### （６）子宮頸がんキャッチアップ接種の実施

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨が差し控えられていた期間に接種対象であった、平成９年４月２日～平成１９年４月１日生まれで、過去に子宮頸がんワクチンの接種を合計３回受けていない女性を対象に、公平な接種機会を確保する観点から、対象の３，０６７名に勧奨通知を発送し、キャッチアップ接種を行った。

延接種者数７４９人

#### （７）骨髄移植患者等ワクチン再接種費用助成事業の実施

骨髄移植等により、従前に受けた定期の予防接種の予防効果が期待できないと判断された者に対し、再接種費用の助成をする。給付件数    ０件（申請者０人）

#### （８）予防接種費用の償還払いの実施

他市の医療機関等、本市と委託契約のない医療機関で予防接種を受けたものに対し、対象となる予防接種の費用について、償還払いを行った。

小児個別予防接種２０件（再掲）    高齢者インフルエンザ２５８件（再掲）

#### （９）予防接種健康被害関係事業の実施

予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。給付件数    ３件

## 8. 新型コロナウイルス対策事業

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を予防するために、新型コロナウイルス感染症に関する相談や、自宅療養者への支援、保健所や医療機関と連携して予防・啓発を行うなどの対策事業を実施した。

### （１）新型コロナウイルス相談事業

新型コロナウイルス感染症に関する相談として、保健センターの専門職が対応するとともに、相談内容に応じて、大阪府コロナ府民相談センターや富田林保健所等と連携するなど状況に応じた対応を行った。

### （２）新型コロナウイルス自宅療養者等支援事業

新型コロナウイルスに感染し、自宅療養を指示された人に、家庭内感染防止等のために感染予防対策グッズの提供と、お困りごとの相談を行った。必要時にはパルスオキシメータの貸与を行った。

令和5年4月1日～令和5年5月7日（5類感染症に変更されるまで）

電話による自宅療養者の相談件数 10人

感染予防対策グッズの提供 2人

### （３）新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施した。

#### ・令和5年春開始接種

期 間：令和5年5月8日～令和5年9月19日

接種回数：期間内に一人1回

対 象 者：初回接種を終了した以下の市民

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 5～64歳の基礎疾患を有する人、重症化リスクが高いと医師が認める人
- ③ 医療機関、高齢者・障がい者施設等の従事者

#### ・令和5年秋開始接種

期 間：令和5年9月20日～令和6年3月31日

接種回数：期間内に一人1回

対 象 者：初回接種を終了した生後6か月以上のすべての市民

●令和5年春開始接種

| 年齢     | 対象者数   | 接種者数<br>接種率     |
|--------|--------|-----------------|
| 0～4歳   | 2,575  | —<br>—          |
| 5～11歳  | 4,790  | 27<br>—         |
| 12～17歳 | 4,806  | 5<br>—          |
| 18～19歳 | 1,681  | 3<br>—          |
| 20～29歳 | 8,211  | 76<br>—         |
| 30～39歳 | 8,370  | 183<br>—        |
| 40～49歳 | 11,480 | 386<br>—        |
| 50～59歳 | 14,357 | 663<br>—        |
| 60～64歳 | 6,731  | 931<br>—        |
| 65歳以上  | 36,530 | 20,895<br>57.2% |
| 全体     | 99,531 | 23,169<br>—     |

●令和5年秋開始接種

| 年齢     | 対象者数   | 接種者数<br>接種率     |
|--------|--------|-----------------|
| 0～4歳   | 2,575  | 23<br>0.9%      |
| 5～11歳  | 4,790  | 49<br>1.0%      |
| 12～17歳 | 4,806  | 141<br>2.9%     |
| 18～19歳 | 1,681  | 66<br>3.9%      |
| 20～29歳 | 8,211  | 290<br>3.5%     |
| 30～39歳 | 8,370  | 540<br>6.5%     |
| 40～49歳 | 11,480 | 1,076<br>9.4%   |
| 50～59歳 | 14,357 | 2,460<br>17.1%  |
| 60～64歳 | 6,731  | 1,853<br>27.5%  |
| 65歳以上  | 36,530 | 20,732<br>56.8% |
| 全体     | 99,531 | 27,230<br>27.4% |

※接種者数は、ワクチン接種記録システム（VRS）による人数

※対象者数は、令和5年3月末日時点の人口

<新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託業務等>

| 業務名等   | 執行額(円)      | 受託者                                  | 業務概要等                          |
|--------|-------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 電算処理業務 | 1,204,500   | (株)両備システムズ                           | 予防接種台帳システムの新型コロナウイルスワクチン対応改修業務 |
| 予防接種業務 | 139,590,572 | 河内長野市医師会等<br>(全国知事会と日本医師会との集合契約に基づく) | 新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務          |

|                       |             |                          |                                                               |
|-----------------------|-------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務 | 107,365,600 | (株)日本旅行関西法人営業部           | コールセンター業務<br>予約システム構築<br>接種券・予診票の作成業務<br>事務処理業務<br>接種券印刷・発送業務 |
| 新型コロナウイルスワクチン配送業務     | 13,123,352  | (株)ロジクエスト                | 新型コロナウイルスワクチンの配送業務                                            |
| 医療廃棄物収集処理業務           | 16,170      | ①DINS関西(株)<br>②(株)国中環境開発 | ①医療廃棄物処分業務<br>②医療廃棄物収集・運搬業務                                   |

#### (4) 新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金交付事業

ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種できる体制を確保するため、市内診療所に対し、河内長野市新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金を交付し、接種の促進を図った。

##### <交付条件・内容>

- ・約2か月ごとの期間中に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数当たり2,000円の支援を行う。
- ・週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日における接種体制を用意していること。

##### <実績>

| 実施期間          | 交付額(円)     | 交付件数 |
|---------------|------------|------|
| 5月1日～7月2日接種分  | 14,522,000 | 12   |
| 9月4日～11月5日接種分 | 13,156,000 | 11   |
| 計             | 27,678,000 | 23   |

## 9. 救急医療関係事業

### (1) 広域小児急病診療事業

日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）の昼間、土曜日・日曜日・祝休日・年末年始の午後4時～8時、毎日の夜間から早朝における小児の救急医療体制を河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の南河内南部3市2町1村が医師会等の協力を得て実施した。

#### <広域小児急病診療受診状況>

|                      | 稼働日数 | 稼働時間                              | 診療<br>病院  | 広域体制全<br>体受診人数 | 河内長野市<br>在住者受診<br>人数（内数） |
|----------------------|------|-----------------------------------|-----------|----------------|--------------------------|
| 日曜<br>祝休日<br>年末年始    | 73日  | 午前9時～<br>11時30分<br>午後1時～<br>3時30分 | 富田林<br>病院 | 4,326人         | 1,220人                   |
| 夜間                   | 366日 | 午後8時～午前8時                         | 指定<br>病院  | 2,650人         | 766人                     |
| 土曜・日曜<br>祝休日<br>年末年始 | 123日 | 午後4時～8時                           | 指定<br>病院  | 934人           | 327人                     |

## 10. 休日急病診療関係事業

### (1) 休日急病診療事業

医療機関の通常の診療日及び診療時間外において、医療を必要とする急病患者に診療を行うため、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て、土曜日・日曜日・祝休日・年末年始（12/30～1/3）における急病患者の診療を行い、救急医療体制の確立を図ることで市民の安全安心の確保に努めた。

#### <診療日等>

| 診療科目 | 診療日                        | 受付時間                             |
|------|----------------------------|----------------------------------|
| 内科   | 土曜日                        | 午後6時～8時40分まで                     |
|      | 日曜日・祝休日<br>年末年始（12/30～1/3） | 午前10時～11時40分まで<br>午後 1時～ 3時40分まで |
| 歯科   | 5/3～5/5<br>年末年始（12/30～1/3） | 午前10時～11時40分まで<br>午後 1時～ 3時40分まで |
|      | 日曜日・祝休日                    | 午前10時～11時40分まで                   |

#### <患者数>

（単位：人）

| 診療日  | 診療日数 | 内科    | その他 | 歯科 | 計     |
|------|------|-------|-----|----|-------|
| 日曜日等 | 72日  | 1,524 | 10  | 67 | 1,601 |
| 土曜日  | 50日  | 314   | 4   | —  | 318   |
| 計    | 122日 | 1,838 | 14  | 67 | 1,919 |

## （２）新型コロナウイルス感染症検査の実施

一般の医療機関が休診である土曜日・日曜日・祝休日・年末年始において新型コロナウイルスで感染症を疑う患者に対し、５類移行後も検査を引き続き行うことで、陽性者に対する迅速な治療、周囲への感染拡大の防止に努めた。

検査日数合計 １１６日 検査人数：１，４５１人

## （３）感染症対策用消耗品の購入

感染症（新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等）の発生に際し、物流の停滞や買い占め等による不足が想定されるため、発生時に必要な个人防护服等の医療資器材の備蓄・整備を行った。

# １１．障がい児（者）歯科診療事業

## （１）南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業

河内長野市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の南河内５市２町１村が共同して広域により取り組み、南河内圏域６歯科医師会（河内長野市歯科医師会、富田林歯科医師会、狭山美原歯科医師会、松原市歯科医師会、藤井寺市歯科医師会、羽曳野市歯科医師会）の協力のもと、知的・身体・精神障がいがある人で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に以下のとおり診療を実施した。

また、大阪大学歯学部附属病院の障害者歯科治療部の歯科医師の派遣により、各市町村の担当歯科医師と共に治療を行うことで各市町村の歯科医師のスキルアップを狙い、各市町村での歯科治療技術のフィードバックを目的として行った。

### <診療日等>

| 診療日                  | 診療時間等                                                                     | 診療場所          |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 木曜日<br>（祝休日・年末年始を除く） | 午後１時～５時<br>＊要予約<br>予約受付は平日の午前９時～午後５時<br>（診療時間外の予約受付は、<br>河内長野市立保健センターで実施） | 河内長野市立休日急病診療所 |

### <患者数>

（単位：人）

| 診療日数 | 南河内圏域全体 |    |     | 河内長野市民（再掲） |    |     |
|------|---------|----|-----|------------|----|-----|
|      | 患者数     | 初診 | 再診  | 患者数        | 初診 | 再診  |
| ５０日  | ７０６     | ２０ | ６８６ | ３９８        | １３ | ３８５ |

河内長野市第4次保健計画 指標 経年

2024年(令和6年) 8月

| 分野         | 指標                           | 期首値<br>2017年度 | 中間評価<br>2021年度(※3) | 2023年度<br>(令和5年度) | 目標値<br>2026年度 |
|------------|------------------------------|---------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 母子保健       | 妊娠中の喫煙率                      | 2.2%          | 2.5%               | 1.2%              | 0%            |
|            | 乳幼児健康診査の未受診率                 |               |                    |                   |               |
|            | 4か月                          | 2.4%          | 3.5%               | 1.6%              | 2.0%未満        |
|            | 1歳7か月                        | 3.2%          | 3.2%               | 3.1%              | 3.0%未満        |
|            | 3歳6か月                        | 8.5%          | 7.2%               | 3.8%              | 5.0%未満        |
|            | ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 |               |                    |                   |               |
|            | 4か月                          | 96.5%         | 94.7%              | 95.4%             | 増加            |
|            | 1歳7か月                        | 91.1%         | 91.3%              | 90.8%             | 増加            |
|            | 3歳6か月                        | 89.6%         | 89.6%              | 90.1%             | 増加            |
|            | 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合         |               |                    |                   |               |
|            | 4か月                          | 81.3%         | 64.3%              | 86.7%             | 95.0%以上       |
|            | 1歳7か月                        | 83.3%         | 73.8%              | 76.7%             | 95.0%以上       |
|            | 3歳6か月                        | 84.8%         | 78.9%              | 79.1%             | 95.0%以上       |
|            |                              |               |                    |                   |               |
| 栄養・食生活     | 食育に関心がある人                    | 67.7%         | 71.7%              | —                 | (新)増加(※1)     |
|            |                              |               |                    | —                 | (旧)70.0%      |
|            | 朝食を欠食する人(20～30歳代)            | 33.3%         | 33.2%              | —                 | 15.0%以下       |
|            | 行事食を取り入れている人                 | 83.5%         | 84.6%              | —                 | 増加            |
| 健康づくりの取り組み | 自殺者数(府人口統計)                  | 17人           | 12人                | 令和4年12人           | 10人以下         |
|            | ストレスを解消できている人                | 70.7%         | 66.1%              | —                 | 75.0%以上       |
|            | こころが疲れた時に相談できる専門機関を知っている人    | 36.0%         | 38.2%              | —                 | 57.0%以上       |
| がん・生活習慣病   | 健康診断を受ける人                    | 69.8%         | 73.2%              | —                 | (新)増加(※1)     |
|            |                              |               |                    | —                 | (旧)72.0%以下    |
|            | 市が実施するがん検診受診率                |               |                    |                   |               |
|            | 40歳以上／肺がん                    | 29.5%         | 26.9%              | 29.0%             | 35.0%以上       |
|            | 40歳以上／胃がん                    | 16.9%         | 11.6%              | 11.4%             | 25.0%以上       |
|            | 40歳以上／大腸がん                   | 21.9%         | 19.1%              | 20.5%             | 30.0%以上       |
|            | 40歳以上／乳がん／女性                 | 27.7%         | 23.3%              | 21.6%             | 35.0%以上       |
|            | 20歳以上／子宮頸がん                  | 16.3%         | 14.9%              | 16.1%             | 20.0%以上       |

| 分野        | 指標                                      | 期首値<br>2017年度 | 中間評価<br>2021年度(※3) | 2023年度<br>(令和5年度) | 目標値<br>2026年度  |
|-----------|-----------------------------------------|---------------|--------------------|-------------------|----------------|
| がん・生活習慣病  | 市が実施するがん検診受診後の精密検査受診率                   |               |                    |                   |                |
|           | 40歳以上／肺がん                               | 94.3%         | 令和2年度89.6%         | 令和4年度95.3%        | (新)90.0%(※2)   |
|           |                                         |               |                    |                   | (旧)現状維持        |
|           | 40歳以上／胃がん                               | 90.2%         | 令和2年度85.5%         | 令和4年度97.0%        | (新)90.0%(※2)   |
|           |                                         |               |                    |                   | (旧)現状維持        |
|           | 40歳以上／大腸がん                              | 68.8%         | 令和2年度79.7%         | 令和4年度81.2%        | 90.0%以上        |
|           | 40歳以上／乳がん／女性                            | 98.1%         | 令和2年度97.7%         | 令和4年度98.9%        | 現状維持           |
|           | 20歳以上／子宮頸がん                             | 86.2%         | 令和2年度70.0%         | 令和4年度100%         | 90.0%以上        |
| 身体活動・運動   | 運動習慣者(1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年間以上持続している人) |               |                    |                   |                |
|           | 男性                                      | 33.2%         | 46.6%              | —                 | (新)増加(※1)      |
|           |                                         |               |                    | —                 | (旧)35.0%以下     |
|           | 女性                                      | 22.2%         | 33.3%              | —                 | 35.0%以上        |
| 歯の健康      | う歯(むし歯)のない3歳児の割合                        | 78.3%         | 84.5%              | 90.5%             | 85.0%以上        |
|           | 60歳で24歯以上の自分の歯を有する人                     | 54.4%         | 55.6%              | —                 | 65.0%以上        |
|           | 80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する人                   | 36.9%         | 39.1%              | —                 | (新)45.0%以上(※2) |
|           |                                         |               |                    | —                 | (旧)40.0%以上     |
|           | 定期的な歯科検診の受診者(40～64歳)                    | 52.8%         | 56.7%              | —                 | (新)増加(※1)      |
| たばこ・アルコール | 喫煙率                                     |               |                    |                   |                |
|           | 男性                                      | 17.5%         | 19.9%              | —                 | 15.0%以下        |
|           | 女性                                      | 6.2%          | 6.6%               | —                 | 5.0%以下         |
|           | 多量に飲酒する人(3合以上飲酒する人)                     |               |                    |                   |                |
|           | 男性                                      | 12.2%         | 6.4%               | —                 | 3.2%以下         |
|           | 女性                                      | 2.2%          | 2.5%               | —                 | 0.2%以下         |

※1 中間評価で計画策定時(期首値2017年度)の目標を達成している指標については目標値を2026年度「(新)増加」に変更します ※2 国・大阪府の目標値に変更 ※3 令和4年8月(2022年度)市政アンケート(20歳以上1,069名)と、2021年度の市・国の保健事業データ

# 令和6年度河内長野市保健事業実施計画

河 内 長 野 市

令和6年10月

## 目 次

|                       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|
| 1. 令和6年度新規及び充実事業      | _____ | P. 1  |
| 2. 母子保健事業             | _____ | P. 3  |
| 1. 治療費助成事業            |       |       |
| 2. 妊産婦健康診査            |       |       |
| 3. 乳幼児健康診査            |       |       |
| 4. 教室事業               |       |       |
| 5. 相談事業               |       |       |
| 6. 訪問指導事業             |       |       |
| 7. 母子手帳等交付事業          |       |       |
| 8. 妊産婦タクシー利用料金助成事業    |       |       |
| 9. 出産・子育て応援事業         |       |       |
| 3. 健康増進事業             | _____ | P. 9  |
| 1. 健康診査               |       |       |
| 2. 健康相談               |       |       |
| 3. 健康教育               |       |       |
| 4. 健康手帳等の交付           |       |       |
| 4. 食育推進事業             | _____ | P. 14 |
| 1. 食生活改善推進員の活動支援      |       |       |
| 2. 食育推進のための啓発         |       |       |
| 5. 予防接種事業             | _____ | P. 15 |
| 6. 小児急病診療事業           | _____ | P. 19 |
| 7. 休日急病診療事業           | _____ | P. 19 |
| 8. 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業 | _____ | P. 19 |
| 9. 河内長野市健康の日の取り組み     | _____ | P. 20 |

## 1 令和6年度新規及び充実事業

### 【母子保健事業】

#### I. こどもファミリーセンター設置（新規事業）

児童福祉法の改正に伴い、市町村にこども家庭センターの設置が求められた。河内長野市では、ゆめつく（旧子育て世代包括支援センター）とこども子育て課、子ども・子育て総合センターあいつくが連携し、こども家庭センターを設置、「こどもファミリーセンター」の名称で、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を提供する。

#### II. 初回産科受診料助成事業（新規事業）

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。（上限額1万円）

#### III. 妊婦健康診査費用助成事業（充実）

妊婦が安心して出産できるように妊婦健康診査に係る費用について、助成額の増額を実施し、妊婦の経済的負担の軽減を図る。（総額 120,080円に増額）

### 【健康づくり事業】

#### I. 5がん検診の実施

平成30年度から「河内長野市健康の日」の関連イベントとして5がん検診を実施している。令和6年度は、5回実施予定である。また、保険医療課と連携し、国民健康保険加入者の特定健康診査と同日に受診できるよう実施する。

#### II. 骨髄等移植ドナー支援事業（新規事業）

骨髄・末梢血幹細胞提供に係る通院、入院又は面談に伴う経済的負担の軽減を図り、ドナー登録及び骨髄等の提供を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。（上限額14万円）

#### III. 歯周疾患検診の充実

生涯を通じた切れ目のない歯科検診の実現のため健康増進事業の見直しが行われ、新たに20歳と30歳が歯周疾患検診の対象者に加えられた。本市においても、対象を20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳とし、歯・口腔の健康の保持・増進につなげていく。

### 【予防接種事業】

#### I. 新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施

令和6年度より定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種について、対象者が安心して接種ができるよう、接種体制の確保及び情報発信を行う。

## **Ⅱ. 5種混合ワクチンの定期接種実施**

生後2か月～7歳6か月未満を対象に、4種混合ワクチン（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）にヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンの予防接種を実施する。

## **Ⅲ. 小児肺炎球菌ワクチン予防接種（使用ワクチン変更）**

令和6年9月までは、13価（沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13））と15価（沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15））を定期接種ワクチンとして使用する。

令和6年10月以降は、15価（沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15））と20価（沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20））を定期接種ワクチンとして使用する。

## 2 母子保健事業

### 2-1 『治療費助成事業』

| 区分          | 対象者                            | 内 容                                                             | 日程及び場所                      |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ①不育症治療費助成事業 | 妊娠しても流産・死産などを繰り返す「不育症」と診断された夫婦 | 「不育症」の治療を受けた夫婦に対して、治療に要した医療保険適用外の治療費の一部を助成する。<br>(1年度につき30万円まで) | 随時<br>(会場) 府内医療機関<br>府外医療機関 |

### 2-2 『妊産婦健康診査』

| 区分           | 対象者                              | 内 容                                                                                        | 日程及び場所                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①妊婦健康診査      | 妊婦                               | 1. 医師診察 2. 血圧測定<br>3. 体重測定 4. 尿検査<br>5. 保健指導 6. 血液検査<br>等<br>妊婦健康診査に要した費用の内、一定額を公費負担する。    | 個別健診 随時<br>・1人につき14回実施<br>・多胎の場合、追加で5回実施<br>受診時期<br>23週まで 4週に1回<br>24週～35週 2週に1回<br>36週以降 週に1回<br>(会場) 府内指定医療機関<br>府外医療機関 |
| ②産婦健康診査      | 産婦<br>(産後8週以内の産婦、死産及び流産したものも含む)  | 1. 健康状態・育児環境の把握<br>2. 体重・血圧測定<br>3. 尿検査(蛋白・糖)<br>4. エジンバラ産後うつ病質問票<br>1回当たり5千円を上限として公費負担する。 | 個別健診 随時<br>・1人につき2回以内<br>・通常、産後2週間、産後1か月に実施<br>(会場) 府内指定医療機関<br>府外医療機関                                                    |
| ③初回産科受診料助成事業 | 住民税非課税世帯、またはこれと同等の所得水中であると認められる方 | 妊娠の判定に要する診察・尿検査<br>・必要に応じて超音波検査等を実施した場合の診察料<br>(助成上限額1万円)                                  | 随時<br>・年度内2回まで<br>・医療機関にて実施                                                                                               |

## 2-3 『乳幼児健康診査』

| 区分                | 対象者               | 内 容                                                                         | 日程及び場所                                     |
|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①新生児<br>聴覚検査      | 新生児               | 1. AABRまたはOAEによる<br>聴覚検査                                                    | 個別健診 随時<br>(会場) 府内指定医療機関<br>府外医療機関         |
| ②乳児<br>健康診査       | 1歳未満の児            | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察                                                 | 個別健診 随時<br>(会場) 府内指定医療機関<br>府外医療機関         |
| ③4か月児<br>健康診査     | 4か月児              | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察<br>4. 個別相談<br>5. 離乳食相談                          | 集団健診 年間12回<br>原則 第2火曜日<br>(会場) 保健センター      |
| ④乳児後期<br>健康診査     | 生後9か月から1<br>歳未満の児 | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察                                                 | 個別健診 随時<br>(会場) 府内指定医療機関<br>府外医療機関         |
| ⑤1歳7か月児<br>健康診査   | 1歳7か月児            | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察<br>4. 歯科医師診察<br>5. 個別相談                         | 集団健診 年間14回<br>原則 第4木曜日<br>(会場) 保健センター      |
| ⑥2歳6か月児<br>歯科健康診査 | 2歳6か月児            | 1. 問診<br>2. 歯科医師診察<br>3. 個別指導<br>(希望によりフッ化物塗布<br>)                          | 集団健診 年間14回<br>原則 第2または第4月曜日<br>(会場) 保健センター |
| ⑦3歳6か月児<br>健康診査   | 3歳6か月児            | 1. 問診<br>2. 尿検査<br>3. 身体計測<br>4. 医師診察<br>5. 歯科医師診察<br>6. 個別相談<br>7. 視力・聴覚検査 | 集団健診 年間18回<br>原則 第1・3水曜日<br>(会場) 保健センター    |

|                                          |                                                               |                                                                    |                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧歯科疾患予防事業（歯科フォロー健康診査）                    | 1歳7か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診においてC<br>AT21検査で要注意となった児、要観察歯、う歯が認められる児 | 1. 歯科医師診察<br>2. 個別指導<br>（1歳8か月児・3歳7か月児<br>フォロー健康診査受診児は希望によりフッ化物塗布） | 集団健診 年間9回<br>原則 第4水曜日<br>（会場）保健センター                                                                                                                               |
| ⑨経過観察健診<br>・約束クリニック<br>・発達相談<br>・専門クリニック | 各健診・相談の結果、経過観察を必要とする児                                         | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察<br>4. 心理相談<br>5. 育児相談<br>6. 保健相談       | ・約束クリニック<br>年間12回：原則 第2水曜日<br>（会場）保健センター<br>・発達相談（4・5歳児発達相談を含む）<br>年間130回程度<br>（会場）保健センター<br>・専門クリニック<br>＜発達＞<br>年間1回<br>（会場）保健センター<br>＜整形＞<br>年間5回<br>（会場）保健センター |
| ⑩未熟児クリニック                                | 出生体重が2500g未満、又は、未熟性のある乳幼児                                     | 1. 問診<br>2. 身体計測<br>3. 医師診察<br>4. 保健指導                             | 年間1回<br>（会場）保健センター                                                                                                                                                |

## 2-4 『教室事業』

| 区分                 | 対象者       | 内 容                              | 担 当                                         | 日 程                           | 場 所                     |
|--------------------|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| ①両親教室<br>（ママ・パパ教室） | 妊婦及びその配偶者 | 妊婦に対して、助産師・保健師等による知識の普及、仲間づくりの支援 | 助産師<br>保健師<br>看護師<br>歯科医師<br>歯科衛生士<br>管理栄養士 | 平日<br>年間2回<br><br>土曜日<br>年間6回 | 保健センター<br>子ども・子育て総合センター |

|                                   |                      |                                          |                                      |                                               |        |
|-----------------------------------|----------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
| ②プレママ<br>あんしんサロン                  | 妊婦                   | 妊婦に対して、妊娠<br>期の不安や疑問の<br>軽減や仲間づくり<br>の支援 | 助産師<br>保健師<br>心理相談員                  | 年間４回                                          | 保健センター |
| ③離乳食講習会<br>(もぐもぐ教室 )<br>(かみかみ教室 ) | 離乳期の<br>乳児を持<br>つ保護者 | 講義<br>調理実演                               | 管理栄養士<br><br>歯科衛生士<br>(かみかみ教室<br>のみ) | (もぐもぐ教室<br>)<br>年間１２回<br>(かみかみ教室<br>)<br>年間６回 | 保健センター |

## ２－５『相談事業』

| 区分                               | 対象者                                                           | 内 容                                  | 担 当                     | 日 程                                             | 場 所                         |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------|
| ①ことば相談                           | ことばの遅れ等で<br>フォローを必要と<br>する児                                   | ことば等につい<br>ての個別相談                    | 言語聴覚士                   | 年間６回<br>第２水曜日                                   | 保健センター                      |
| ②すくすく歯科<br>相談<br>(歯のすくすくサロ<br>ン) | 乳幼児を持つ保護<br>者                                                 | 個別歯科相談                               | 歯科衛生士                   | 年間９回                                            | 子ども・子育て<br>総合センター<br>保健センター |
| ③離乳食・幼児食<br>相談会                  | 乳幼児を持つ保護<br>者                                                 | 栄養相談<br>歯科相談                         | 管理栄養士<br>歯科衛生士          | 年間６回<br>原則 偶数月                                  | 保健センター                      |
| ④専門職相談                           | 出生体重が <b>2500g</b><br>未満、又は、専門<br>職による相談が必<br>要な乳幼児とその<br>保護者 | 運動発達、巧緻<br>運動、嚥下機能<br>等についての<br>個別相談 | 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | 理学療法士<br>年間３回<br>作業療法士<br>年間３回<br>言語聴覚士<br>年間１回 | 保健センター<br>又は相談者の<br>自宅      |

|                             |                                                |                                                                             |                                        |                                                          |                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|
| ⑤マタニティ<br>あんしん相談<br>(妊産婦相談) | 妊産婦                                            | 妊娠・出産・子育てについての個別相談(個別の要望にあわせて来所・電話・訪問で実施)                                   | 助産師<br>心理相談員                           | 通年<br>(要予約)<br>定例相談会<br>(ママのあんしん相談day<br>年間12回<br>第2金曜日) | 保健センター<br>又は相談者の<br>自宅 |
| ⑥ママと子どもの<br>「あんしん相談」        | 産婦<br>乳幼児を持つ保護者                                | 子育てについての個別相談(個別の要望にあわせて来所・電話・訪問で実施)                                         | 助産師<br>心理相談員                           | 通年<br>(要予約)<br>定例相談会<br>(ママのあんしん相談day<br>年間12回<br>第2金曜日) | 保健センター<br>又は相談者の<br>自宅 |
| ⑦産後ケア事業                     | 産後に家族等から十分な支援が受けられず、体調や育児に不安のある産婦等と生後1歳未満の赤ちゃん | 医療機関等において宿泊型や日帰り、または、対象者の自宅で心身のケアや授乳、育児についてのサポートを行う。対象者の自宅で看護師による心のサポートを行う。 | 指定医療機関<br>大阪府助産師協会の助産師、訪問看護ステーションの看護師等 | 通年<br>(要予約)                                              | 指定医療機関<br>又は相談者の<br>自宅 |

## 2-6 『訪問指導事業』

| 区分        | 対象者             | 内 容                   | 訪問者        | 場 所             |
|-----------|-----------------|-----------------------|------------|-----------------|
| ①妊産婦訪問指導  | 妊産婦             | 妊娠中・産後の健康管理相談等        | 助産師<br>保健師 | 妊産婦の家庭          |
| ②新生児等訪問指導 | 新生児<br>乳幼児      | 身体計測<br>育児相談等         | 助産師<br>保健師 | 新生児・乳幼児の家庭      |
| ③赤ちゃん訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる家庭 | 育児の相談<br>子育てに役立つ情報提供等 | 保健師<br>助産師 | 生後4か月までの乳児のいる家庭 |

## 2-7 『母子手帳等交付事業』

| 区分                               | 対象者     | 内 容                                                                                        | 交付場所等  |
|----------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①母子健康手帳の交付                       | 妊産婦     | 妊産婦及び乳幼児の保健の基礎となる記録となる母子手帳を交付<br>妊婦面接を実施                                                   | 保健センター |
| ②「HELLO BABY」(子育てガイドブック兼父子手帳)の配布 | 妊婦とその家族 | 妊婦自身が、安心して、妊娠・出産ができるような妊娠中の過ごし方についての情報提供と、父親になる人や育児をサポートする人を対象とした育児情報の提供等を行う(母子健康手帳と同時に交付) | 保健センター |
| ③マタニティマークボールチェーンマスコットの配付         | 妊産婦     | 妊婦に対して優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークボールチェーンマスコットを配付                                              | 保健センター |

## 2-8 『妊産婦タクシー利用料金助成事業』

| 区分               | 対象者    | 内 容                                                                      | 申請場所等  |
|------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①妊産婦タクシー利用料金助成事業 | 妊産婦・乳児 | 分娩時や産後8週までに、分娩や産婦健診及び、生後1か月頃の乳児健診、産後ケアのために利用したタクシーの利用料金を助成する(1乗車上限3000円) | 保健センター |

## 2-9 『出産・子育て応援事業』

| 区分          | 対象者           | 内 容                                                                                                                                           | 申請場所等         |
|-------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①出産・子育て応援事業 | 妊婦・0歳～2才児の養育者 | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができる社会を目指し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる伴走型支援と、安心・安全に出産・子育てができるような経済的支援(出産応援給付金5万円・子育て応援給付金5万円)を一体的に実施する。(子ども子育て課共同実施) | 保健センター<br>自宅等 |

### 3 健康増進事業

#### 3-1 『健康診査』

##### ①がん検診

| 区分         | 対象                                  | 内 容                                                                                                  | 日 数         | 費 用    | 場 所       |
|------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|-----------|
| 胃がん検診      | 40歳以上の市民                            | 1. 問診<br>2. 胃部X線間接撮影<br>100mm 7方向                                                                    | (集団)<br>17日 | 1,000円 | 保健センター    |
|            |                                     |                                                                                                      | (個別)<br>通年  | 1,000円 | 市内各指定医療機関 |
| 肺がん検診・結核検診 | 40歳以上の市民                            | 1. 問診<br>2. 胸部X線直接撮影<br>30cm×30cm 1方向<br>3. 喀痰細胞診検査（高リスク者対象）<br>3日間蓄痰方式<br>※65歳以上の受診者については同時に結核検診も実施 | (集団)<br>17日 | 500円   | 保健センター    |
|            |                                     |                                                                                                      | (個別)<br>通年  | 500円   | 市内各指定医療機関 |
| 大腸がん検診     | 40歳以上の市民                            | 1. 問診<br>2. 便潜血反応検査<br>2回法                                                                           | (集団)<br>17日 | 500円   | 保健センター    |
|            |                                     |                                                                                                      | (個別)<br>通年  | 500円   | 市内各指定医療機関 |
| 乳がん検診      | 40歳以上の女性市民で当該年度に奇数年齢になる者、または前年度未受診者 | 1. 問診<br>2. マンモグラフィ<br>(40歳代は2方向撮影)                                                                  | (集団)<br>21日 | 1,000円 | 保健センター    |
|            |                                     |                                                                                                      | (個別)<br>通年  | 1,000円 | 各指定医療機関   |
| 子宮頸がん検診    | 20歳以上の女性市民                          | 1. 問診<br>2. 視診<br>3. 内診<br>4. 細胞診（頸部・体部）<br>(体部は個別のみ)                                                | (集団)<br>5日  | 1,000円 | 保健センター    |
|            |                                     |                                                                                                      | (個別)<br>通年  | 1,000円 | 市内各指定医療機関 |

##### ②がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業

| 対象                                                                                        | 助成内容                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 抗がん剤治療等の副作用などによる脱毛症に対処するために医療用ウィッグを購入された方で、現在治療中または経過観察中の方。（河内長野市に1年以上住民登録があり、市税の滞納がないこと） | 1万円又は医療用ウィッグ本体の購入費用の2分の1の額のいずれか低い額 |

③乳がん患者乳房補正具購入費助成事業

| 対象                                                                        | 助成内容                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 手術療法による乳房切除等の乳がん治療による外見変貌を補完する乳房補正具を購入された方。(河内長野市に1年以上住民登録があり、市税の滞納がないこと) | 対象者1人の片側の乳房の補正につき、1万円又は補正具の購入費用の2分の1の額のいずれか低い額 |

④骨髄等移植ドナー支援事業

| 対象                                                                                            | 助成内容                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、骨髄バンクによりこれを証明する書類の交付を受けた方。(ドナーであって、骨髄等の採取が行われた日において河内長野市に居住し、住民登録があること) | 通院等の日数に2万円を乗じて得た額。ただし、1回の骨髄等の提供につき、14万円を限度とする。 |

⑤骨粗しょう症検診

| 対象                                            | 内 容              | 日 数 | 費 用  | 場 所       |
|-----------------------------------------------|------------------|-----|------|-----------|
| 当該年度において、<br>40・45・50・55・60・<br>65・70歳になる女性市民 | 1. 問診<br>2. 骨量測定 | 通 年 | 500円 | 市内各指定医療機関 |

⑥B型・C型肝炎ウイルス検査

| 対 象                             | 内 容                                                                          | 日 数 | 費 用 | 場 所       |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|
| 40歳以上で平成14年以降肝炎ウイルス検査を受診していない市民 | 1. 問診<br>2. HBs抗原検査<br>3. HCV抗体検査<br>(以下は、必要な場合のみ)<br>・HCV抗体検査<br>・HCV核酸増幅検査 | 通 年 | 無 料 | 市内各指定医療機関 |

⑦歯周疾患検診

| 対象                                                 | 内 容                                                                                  | 日 数 | 費用  | 場 所                 |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---------------------|
| 当該年度において<br>20歳・30歳<br>40歳・50歳・<br>60歳・70歳<br>になる人 | 1. 問診<br>2. 未処置歯の有無<br>3. 未処置歯の補綴の必要性<br>4. 軟組織・顎関節の状態<br>5. 歯周疾患検査<br>6. 口腔衛生検査及び指導 | 通 年 | 無 料 | 市内各指定医療機関<br>(歯科医院) |

⑧在宅寝たきり老人等訪問歯科健康診査

| 対 象                            | 内 容                                                                                                                                | 日 数 | 費 用 | 場 所    |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--------|
| 40歳以上で、概ね要介護3以上で、歯科医院へ通院できない市民 | 1. 問診<br>2. 未処置歯の有無<br>3. 未処置歯の補綴の必要性<br>4. 顎関節の状態<br>5. 歯周疾患検査<br>6. 口腔衛生指導<br>7. 入れ歯の状態<br>8. 動揺歯の状態<br>9. 治療の必要性<br>10. 口腔機能の評価 | 通 年 | 無 料 | 対象者の家庭 |

⑨一般健康診査

| 対 象                             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 日 数       | 費 用 | 場 所       |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|-----------|
| 40歳以上で特定健康診査等保険者が実施する健康診査の対象外の者 | <p>(基本的な健診の項目)</p> <p>1. 問診    2. 身体測定    3. 検尿<br/>4. 血圧測定    5. 診察    6. 血液検査</p> <p>[検査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GOT    ・ GPT    ・ <math>\gamma</math>-GTP</li> <li>・ 中性脂肪</li> <li>・ HDLコレステロール</li> <li>・ non-HDLコレステロール</li> <li>・ LDLコレステロール</li> <li>・ 血清クレアチニン    ・ 尿酸</li> <li>・ e GFR</li> <li>・ 空腹時血糖</li> <li>・ ヘモグロビンA1c</li> </ul> <p>(詳細な健診の項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心電図検査    ・ 眼底検査</li> <li>・ 貧血検査</li> </ul> <p>(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)</p> | 6月～<br>3月 | 無 料 | 市内各指定医療機関 |

⑩心電図検査

| 対 象      | 内 容                                                                                | 日 数 | 費 用 | 場 所       |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|
| 40歳以上の市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心電図</li> </ul> <p>*原則として、特定健康診査等と同時実施</p> | 通 年 | 無 料 | 市内各指定医療機関 |

①青年・成人健康診査

| 対象          | 内 容                                                                                                                                                                                    | 日 数       | 費用   | 場 所    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|--------|
| 16歳～<br>39歳 | 1. 問診 2. 身体測定 3. 検尿<br>4. 血圧測定 5. 診察 6. 血液検査<br>[検査項目]<br>・ GOT ・ GPT ・ $\gamma$ -GTP<br>・ 中性脂肪<br>・ HDL コレステロール<br>・ LDL コレステロール<br>・ 血清クレアチニン ・ e GFR<br>・ 尿酸<br>・ 空腹時血糖 ・ ヘモグロビンA1c | 2日間<br>6月 | 500円 | 保健センター |

### 3-2 『健康相談』

| 相談名      | 対象者 | 場所     | 日 程                          |
|----------|-----|--------|------------------------------|
| ①健康相談    | 市民  | 保健センター | 毎週月曜日（祝・休日を除く）               |
| ②栄養相談    | 〃   | 保健センター | 毎週月曜日（祝・休日を除く）               |
| ③歯科相談    | 〃   | 保健センター | 毎週月曜日（祝・休日を除く）               |
| ④糖尿病予防相談 | 〃   | 保健センター | 第3火曜日（毎月）<br>（祝・休日の場合、日程変更）  |
| ⑤たばこ相談   | 〃   | 保健センター | 第4月曜日（奇数月）<br>（祝・休日の場合、日程変更） |

### 3-3 『健康教育』

| 教室名                  | 対象者           | 場所     | 内容及び日程                                    |
|----------------------|---------------|--------|-------------------------------------------|
| ①ママとパパのための<br>歯みがき教室 | 18～39歳<br>の市民 | 保健センター | 若い世代への口腔衛生指導と、健康に関する講義<br>（日程）年2回         |
| ②お口の健康教室             | 18歳以上の<br>市民  | 保健センター | 歯科医師による歯周病予防の講義と健診とブラッシング実習<br>（日程）2回1クール |
| ③歯っぴースマイル<br>教室      | 〃             | 保健センター | 口腔状態の確認とセルフケア方法の実習<br>（日程）年1回             |

|               |    |        |                                                            |
|---------------|----|--------|------------------------------------------------------------|
| ④生活習慣病予防講座    | 市民 | 保健センター | 生活習慣病を予防するために、健診の大切さや生活習慣の改善を学ぶための講義とウォーキング<br>(日程) 2回1クール |
| ⑤健康づくり推進員養成講座 | 市民 | 保健センター | 健康づくり推進員を養成する講座<br>(日程) 年4回                                |

### 3-4 『健康手帳等の交付』

| 名称   | 対象者      | 内 容                               | 場 所                 |
|------|----------|-----------------------------------|---------------------|
| 健康手帳 | 40歳以上の市民 | 健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導の記録、健康についての知識等 | 市内各指定医療機関<br>保健センター |

## 4 食育推進事業

市民一人ひとりの健全な食生活および食育に関する施策の推進を目的として、「河内長野市食育推進計画」に基づいた施策を関係機関と連携し推進する。

### 4－1 『食生活改善推進員の活動支援』

| 区分           | 場所      | 内容及び日程                                  |
|--------------|---------|-----------------------------------------|
| ①定例会等での情報提供  | 保健センター  | 定例会等で食や健康づくりに関する情報提供や活動内容の提案及び助言等を実施    |
| ②研修会         | 保健センター  | 食育の推進や普及、啓発に必要な知識の習得等のために研修会を実施         |
| ③活動の機会や場所の提供 | 保健センター他 | 生活習慣病やフレイルの予防をテーマに料理教室等を実施し、活動の機会や場所を提供 |

### 4－2 『食育推進のための啓発』

| 対 象 者 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民    | <ul style="list-style-type: none"><li>・イベントや乳幼児健康診査、離乳食講習会等で、「朝食の大切さ」や「望ましい食生活」について啓発</li><li>・栄養相談等で、栄養の重要性や生活習慣病予防のための食事について啓発</li><li>・糖尿病予防相談で、糖尿病予防のための食生活について啓発</li><li>・市ホームページに食育に関する情報を掲載し、市公式LINEのプッシュ通知により啓発内容の周知を強化</li></ul> |

## 5 『予防接種事業』

| 区 分                                              |                  | 対 象                  | 内 容                                                                                                     | 時 期 | 場 所        |
|--------------------------------------------------|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|
| ①<br>ロタウイルス                                      | 定<br>期<br>接<br>種 | 出生6週0日後～32週0<br>日後まで | ロタリックス<br>出生6週0日後から24週0日後<br>までに2回<br><br>ロタテック<br>出生6週0日後から32週0日後<br>までに3回                             | 通年  | 取扱<br>医療機関 |
| ②<br>B型肝炎                                        | 定<br>期<br>接<br>種 | 1歳に至るまで              | 【初回】1回目と2回目は27日以<br>上の間隔をおいて2回<br><br>【追加】1回目から139日以上<br>の間隔をおいて1回                                      | 通年  | 取扱<br>医療機関 |
| ③<br>ヒブ                                          | 定<br>期<br>接<br>種 | 生後2月から生後60月に<br>至るまで | 【初回】生後12月までに27日以<br>上あけて3回<br>(接種開始月齢及び2回目、3回目<br>の接種月齢により接種回数が変わ<br>る)<br><br>【追加】初回接種終了後7月以上あ<br>けて1回 | 通年  | 取扱<br>医療機関 |
| ④<br>小児の肺炎球菌<br>感染症                              | 定<br>期<br>接<br>種 | 生後2月から生後60月に<br>至るまで | 【初回】生後12月までに27日以<br>上あけて3回<br>(接種開始月齢により接種回数<br>が変わる)<br><br>【追加】初回接種終了後60日<br>以上あけて1歳以降に1回             | 通年  | 取扱<br>医療機関 |
| ⑤<br>四種混合<br>(ジフテリア)<br>(百日せき)<br>(破傷風)<br>(ポリオ) | 定<br>期<br>接<br>種 | 生後2月から生後90月に<br>至るまで | 【初回】20日以上あけて3回<br><br>【追加】初回接種終了後6月<br>以上あけて1回                                                          | 通年  | 取扱<br>医療機関 |

| 区 分                                                      |                  | 対 象                                                              | 内 容                                                                   | 時 期                         | 場 所        |
|----------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------|
| ⑥<br>五種混合<br>(ジフテリア)<br>(百日せき)<br>(破傷風)<br>(ポリオ)<br>(ヒブ) | 定<br>期<br>接<br>種 | 生後2月から生後90月に<br>至るまで                                             | 【初回】20日以上あけて3回                                                        | 通年                          | 取扱<br>医療機関 |
|                                                          |                  |                                                                  | 【追加】初回接種終了後6月以上あ<br>けて1回                                              |                             |            |
| ⑦<br>二種混合<br>(ジフテリア)<br>(破傷風)                            | 定<br>期<br>接<br>種 | 2期<br>11歳以上13歳未満                                                 | 1回                                                                    | 通年                          | 取扱<br>医療機関 |
| ⑧<br>BCG<br>(結核)                                         | 定<br>期<br>接<br>種 | 1歳に至るまで                                                          | 1回                                                                    | 通年                          | 取扱<br>医療機関 |
| ⑨<br>麻しん風しん                                              | 定<br>期<br>接<br>種 | 【第1期】<br>生後12月から生後24月<br>に至るまで                                   | 1回                                                                    | 通年                          | 取扱<br>医療機関 |
|                                                          |                  | 【第2期】<br>5歳以上7歳未満で、小学<br>校就学の始期に達する日の<br>1年前から当該始期に達す<br>る日の前日まで | 1回                                                                    |                             |            |
| ⑩<br>風しん第5期<br>定期予防接種                                    | 定<br>期<br>接<br>種 | 昭和37年4月2日～昭和<br>54年4月1日に生まれた<br>男性                               | 令和4年度に抗体検査、予防接種に<br>係る専用のクーポン券を送付<br>令和5年度は、クーポン券の延長を<br>知らせる案内はがきを送付 | 令和元年<br>度～令和<br>6年度(予<br>定) | 取扱<br>医療機関 |
| ⑪<br>水痘                                                  | 定<br>期<br>接<br>種 | 1歳から<br>3歳未満                                                     | 3か月以上の間隔を<br>おいて2回接種。                                                 | 通年                          | 取扱<br>医療機関 |

| 区 分                                  |      | 対 象                                                                                            | 内 容                                                                                                                                        | 時 期            | 場 所                             |
|--------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------|
| ⑫<br>日本脳炎<br><br>※１・２期末接種者に対する特例措置あり | 定期接種 | 生後６月から生後９０月に至るまで                                                                               | 【１期初回】６日以上あけて２回                                                                                                                            | 通年             | 取扱<br>医療機関                      |
|                                      |      |                                                                                                | 【１期追加】初回接種終了後６月以上あけて１回                                                                                                                     |                |                                 |
|                                      |      | ９歳以上１３歳未満                                                                                      | 【２期】１回                                                                                                                                     |                |                                 |
| ⑬<br>子宮頸がん<br><br>※接種機会を逃した方に救済措置あり。 | 定期接種 | １２歳となる日の属する年度の初日から１６歳となる日の属する年度の末日までにある女子<br>(小学６年～高校１年相当)<br>【キャッチアップ接種】平成９年４月２日～平成２０年４月１日生まれ | ① ２価ワクチン<br>１月の間隔をおいて２回<br>１回目から６月の間隔をおいて１回<br>② ４価・９価ワクチン<br>２月の間隔をおいて２回<br>１回目から６月の間隔をおいて１回<br>※９価は、１５歳の誕生日前日までに１回目の接種をした場合は２回接種とすることも可能 | 通年             | 取扱<br>医療機関                      |
| ⑭<br>高齢者のインフルエンザ                     | 定期接種 | ・満６５歳以上<br>・６０歳以上６５歳未満で、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあるものとして厚生労働省令で定めるもの           | 年度に１回<br>(実費の一部負担あり)<br>(被接種者１,０００円負担)                                                                                                     | １０月～<br>１月(予定) | 取扱<br>医療機関<br>及び<br>介護保健<br>施設等 |

| 区 分                           |                  | 対 象                                                                                                                            | 内 容                                                            | 時 期                | 場 所        |
|-------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|------------|
| ⑮<br>新型コロナ<br>ウイルス感染症<br>ワクチン | 定<br>期<br>接<br>種 | <b>【定期接種者】</b><br>・満65歳以上<br>・60歳以上65歳未満で、<br>心臓・じん臓若しくは呼吸<br>器の機能又はヒト免疫不全<br>ウイルスによる免疫の機能<br>に障がいをもつものとし<br>て厚生労働省令で定めるも<br>の | 年度に1回<br>（実費の一部負担あり）<br>（被接種者3,000円負担）                         | 10月～<br>1月（予定<br>） | 取扱<br>医療機関 |
| ⑯<br>麻しん風しん救<br>済             | 任<br>意<br>接<br>種 | <b>【1期救済】</b><br>2歳から6歳未満<br>（小学校就学1年前を除く<br>）<br>※1期を受けていない人                                                                  | 1期末接種者に1回<br>「麻しん」、「風しん」若しくは「麻<br>しん風しん混合」の予防接種を受け<br>ることができる。 | 通年                 | 取扱<br>医療機関 |
|                               |                  | <b>【2期の救済】</b><br>小学1～6年生<br>※2期を受けていない人                                                                                       | 2期末接種者に1回<br>「麻しん」、「風しん」若しくは「麻<br>しん風しん混合」の予防接種を受け<br>ることができる。 |                    |            |
| ⑰<br>成人用等風しん<br>予防接種助成        | 任<br>意<br>接<br>種 | ① 妊娠を希望する女性<br>② 妊娠を希望する女性の<br>配偶者<br>③ 妊娠している女性の配<br>偶者<br>④ 妊娠を希望する女性の<br>同居者<br>⑤ 妊婦の同居者                                    | 1回<br>（費用の一部助成あり）<br>（麻しん風しん7,000円助成）<br>（風しん 4,000円助成）        | 通年                 | 取扱<br>医療機関 |

## 6 『小児急病診療事業』

南河内南部広域市町村(3市2町1村)が共同で、日曜日・祝日等の昼間と夜間早朝等において、中学生までの小児を対象とした急病診療を行う。

| 内 容              |       | 曜 日                                 | 場 所                                  | 時 間                                 |
|------------------|-------|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 診<br>療<br>機<br>関 | 昼 間   | 日曜日、祝日、休日<br>年末年始(12/29～1/3)        | 富田林病院<br>(直接受診)                      | 受付 午前 9時～午前11時30分<br>午後 1時～午後 3時30分 |
|                  | 準 夜 間 | 土曜日<br>日曜日、祝日、休日<br>年末年始(12/29～1/3) | 当番病院<br>(大阪南消防局指<br>令センターへ<br>連絡後紹介) | 午後 4時～午後 8時                         |
|                  | 夜 間   | 毎日<br>(通年の完全実施)                     | 当番病院<br>(大阪南消防局指<br>令センターへ<br>連絡後紹介) | 午後 8時～翌朝 午前 8時                      |

## 7 『休日急病診療事業』

医療機関の診療日外において、医療を必要とする急病患者を応急的に診療する。

| 診療科目 | 診療日                            | 時 間                                 |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 内科   | 日曜日、祝日、休日<br>年末年始(12/30～1/3)   | 受付 午前10時～午前11時40分<br>午後 1時～午後 3時40分 |
|      | 土曜日                            | 受付 午後 6時～午後 8時40分                   |
| 歯科   | 日曜日、祝日、休日                      | 受付 午前10時～午前11時40分                   |
|      | 年末年始(12/30～1/3)<br>GW(5/3～5/6) | 受付 午前10時～午前11時40分<br>午後 1時～午後 3時40分 |

## 8 『南河内圏域障がい児(者) 歯科診療事業』

南河内5市2町1村が共同で、一般の歯科診療所では治療困難な障がい児(者)を対象に診療する。

| 診療日                 | 診療時間等                                                                      | 診療場所                      |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 木曜日<br>(祝日・年末年始を除く) | 診察 午後1時～午後5時 *要予約<br>予約受付 平日午前9時～午後5時<br>(診療時間外の診療予約は、河内長野市立<br>保健センターで実施) | 河内長野市立保健センター<br>(休日急病診療所) |

## 9 『河内長野市健康の日の取り組み』

11月第2日曜日を河内長野市健康の日と定め、がん検診などの受診率向上を図るとともに、市民に生活習慣病予防や介護予防の実践に、より取り組んでいただくために、5がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）検診を実施する。

## 今後に向けて検討中の事業

※健康推進課において今後に向けて検討している事業です。今後の状況により実施しないことがあります。事業名称についても現段階の仮称となります。

### 【母子保健健康診査事業】

#### 1. 5歳児健康診査事業〈新規事業〉

幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う。

### 【健康増進検診事業】

#### 1. 胃内視鏡検査（胃がん検診）導入について〈充実〉

現在、胃がん検診は、胃部エックス線検査（バリウム検査）のみで実施しているが、検査方法に、胃内視鏡検査（胃カメラ検査）を追加し、がん検診の充実を目指す。

### 【予防接種事業】

#### 1. 男性のHPVワクチン接種費用の助成〈新規事業〉

男性の中咽頭がんや肛門がん等の疾病を予防するとともに、性交渉によるHPV感染から女性を守り子宮頸がんを予防するため、男性のHPVワクチン接種の費用助成を行う。

# 河内長野市保健問題対策協議会委員名簿

令和6年10月29日現在

| 選 出 区 分                     | 氏 名    | 選 出 団 体                      | 備 考 |
|-----------------------------|--------|------------------------------|-----|
| 第2条第2項 第1号委員<br>(市議会議員)     | 桂 聖    | 市議会議員                        |     |
|                             | 工藤 敬子  | 市議会議員                        |     |
| 第2条第2項 第2号委員<br>(学識経験者)     | 今野 弘規  | 近畿大学医学部教授                    |     |
|                             | 小田 剛紀  | 大阪南医療センター院長                  |     |
| 第2条第2項 第3号委員<br>(医療を担当する者)  | 山口 竜司  | (一社)河内長野市医師会                 | 会長  |
|                             | 森川 栄司  | 同 上                          |     |
|                             | 西村 拓也  | 同 上                          |     |
|                             | 高井 博之  | 同 上                          |     |
|                             | 梅崎 晋吾  | 河内長野市歯科医師会                   | 副会長 |
|                             | 生地 孝至  | 同 上                          |     |
|                             | 船多 大   | 河内長野市薬剤師会                    | 副会長 |
|                             | 永田 哲也  | 同 上                          |     |
| 第2条第2項 第4号委員<br>(住民)        | 玉崎 和実  | (福)河内長野市社会福祉協議会              |     |
|                             | 御前 敏一  | 河内長野市身体障害者福祉会                |     |
|                             | 山田 昭儀  | 河内長野市老人クラブ連合会                |     |
|                             | 上田 雄三郎 | 河内長野市民生委員児童委員協議会<br>主任児童委員部会 |     |
| 第2条第2項 第5号委員<br>(関係行政機関の職員) | 大原 俊剛  | 富田林保健所長                      |     |

\* 任用期間 令和5年10月1日 ~ 令和7年9月30日

○河内長野市保健問題対策協議会規程

昭和 60 年 2 月 7 日

規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、[河内長野市附属機関設置条例\(平成 24 年河内長野市条例第 35 号\)第 2 条](#)の規定により設置する河内長野市保健問題対策協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は、25 名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 医療を担当する者
- (4) 住民
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 協議会は、専門事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における会議の状況及び結果を協議会に報告するものとする。

5 部会の会議については[前条](#)の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第9条 [この規程](#)に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

[この規程](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月1日規程第18号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月30日規程第9号)

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月13日規程第7号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第14号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月25日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。